

(注の見直し)

注4 在宅で死亡した患者に対して、保険医療機関の保険医の指示により、死亡日前14日以内に2回以上在宅患者訪問看護・指導を実施し、かつ、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケア加算として、所定点数に1,200点を加算する。ただし、在宅療養支援診療所の保険医の指示によりこれを実施した場合は、所定点数に1,500点を加算する。

(注の見直し)

注5 在宅患者訪問看護・指導に関し特別な管理を必要とする患者(別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。以下この注において同じ。)に対して、退院の日から起算して1月以内の期間に4回以上の訪問看護を行い、かつ、当該患者に係る訪問看護・指導に

が、一般的に認められている医学的知見に基づき回復を見込むことが難しいと保険医療機関の保険医が判断した後期高齢者である患者に対して、患者の同意を得て、保険医療機関の保険医と共同し、患者及びその家族等とともに、終末期における診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、後期高齢者終末期相談支援加算として、患者1人につき1回に限り所定点数に200点を加算する。

注8 在宅で死亡した患者に対して、保険医療機関の保険医の指示により、死亡日前14日以内に2回以上在宅患者訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケア加算として、所定点数に2,000点を加算する。

注9 在宅患者訪問看護・指導に関し特別な管理を必要とする患者(別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。以下この注において同じ。)に対して、退院の日から起算して1月以内の期間に4回以上の訪問看護・指導を行い、かつ、当該患者に係る訪問看護・

(新設)

関する計画的な管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り、所定点数に250点を加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、所定点数に500点を加算する。

(新設)

指導に関する計画的な管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り、所定点数に250点を加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、所定点数に500点を加算する。

C005-1-2 居住系施設入居者等訪問看護・指導料（1日につき）

1 保健師、助産師又は看護師による場合

イ 週3日目まで 430点

ロ 週4日目以降 530点

2 准看護師による場合

イ 週3日目まで 380点

ロ 週4日目以降 480点

注1 保険医療機関が、居住系施設入居者等である患者であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について、日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病

等の患者以外の患者については、週3日（同一の患者について、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料を併せて算定する場合において同じ。）を限度（保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認め、訪問看護計画によって、当該診療を行った保険医療機関の保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行う場合は、当該診療の日から起算して14日以内に行う訪問看護・指導については、当該患者について14日（同一の患者について、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料を併せて算定する場合において同じ。）を限度（1月に1回、別に厚生労働大臣が定める者については、2回に限る。））とする。

注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は14日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、所定点数にそれぞれ450点又は800点を加算する。

注3 患者又はその看護に当たっている者の求めを受けた在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に訪問看護・指導を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1日につき所定点数に265点を加算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問看護・指導を実施した場合には、長時間訪問看護・指導加算として、週1日を限度として所定点数に520点を加算する。

注5 訪問診療を実施している保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、居住系施設入居者等である患者であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、居住系施設入居者等連携指導加算として、月1回に限り所定点数に300点を加算する。

注6 保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、居住系施設入居者等である患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患家に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、居住系施設入居者等緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り所定点数に200点を加算する。

注7 保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、一般的に認められている医学的知見に基づき回復を見込むことが難しいと保険医療機関の保険医が判断した後期高齢者である患者に対して、患者の同意を得て、保険医療機関の保険医と共同し、患者及びその家族等とともに、終末期における診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、後期高齢者終末期相談支援加算として、患者1人につき1回に限り所定点数

に200点を加算する。

注8 死亡した居住系施設入居者等に対して、保険医療機関の保険医の指示により、死亡日前14日以内に2回以上居住系施設入居者等訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は、居住系施設等ターミナルケア加算として、所定点数に2,000点を加算する。

注9 居住系施設入居者等訪問看護・指導に関し特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。以下この注において同じ。）に対して、退院の日から起算して1月以内の期間に4回以上の訪問看護・指導を行い、かつ、当該患者に係る訪問看護・指導に関する計画的な管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り、所定点数に250点を加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、所定点数に500点を加算する。

C005-2 在宅患者訪問点滴注射  
管理指導料（1週につき）

（注の見直し）

注 区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料を算定すべき訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）から訪問看護を受けている患者であって、当該患者の主治医の診療に基づき、週3日以上点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師等に対し、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。

注10 居住系施設入居者等訪問看護・指導に要した交通費は、患家の負担とする。

注 区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C005-1-2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料を算定すべき訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）から訪問看護を受けている患者であって、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医の診療に基づき、週3日以上点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師等に対し、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。

C006 在宅訪問リハビリテーション  
指導管理料（1単位）

（名称の見直し）

在宅訪問リハビリテーション指導管理料（1単位） → 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料（1

(項目の見直し)

300点

単位)

1 在宅での療養を行っている患者（居住系施設入居者等を除く。）の場合

300点

2 居住系施設入居者等である患者の場合

255点

(注の見直し)

注1 居宅において療養を行っている患者であつて通院が困難なものに対して、診療に基づき、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該診療を行った保険医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を訪問させて基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行わせた場合に、患者1人につき、週6単位に限り算定する。ただし、退院の日から起算して3月以内の患者については、週12単位まで算定する。

注1 1については、在宅での療養を行っている患者（居住系施設入居者等を除く。）であつて通院が困難なものに対して、2については、居住系施設入居者等である患者であつて通院が困難なものに対して、診療に基づき、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該診療を行った保険医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を訪問させて基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行わせた場合に、患者1人につき、週6単位（同一の患者について、1及び2を併せて算定する場合において同じ。）に限り算定する。ただし、退院の日から起算して3月以内の患者については、週12単位（同一の患者について、1及び2を併せて算



<p>(注の見直し)</p>	<p>注2 在宅訪問リハビリテーション指導管理に要した交通費は、患家の負担とする。</p>		<p>定する場合において同じ。)まで算定する。</p> <p>注2 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理に要した交通費は、患家の負担とする。</p>
<p>C007 訪問看護指示料</p>			
<p>(注の見直し)</p>	<p>注1 患者の主治医（保険医療機関の保険医に限る。）が診療に基づき指定訪問看護事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（いずれも訪問看護事業を行う者に限る。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）からの指定訪問看護の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。</p>		<p>注1 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき指定訪問看護事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（いずれも訪問看護事業を行う者に限る。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）からの指定訪問看護の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。</p>
<p>(注の見直し)</p>	<p>注2 患者の主治医が、診療に基づき、当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーションに対して、その旨を記載した訪問看護指示書を交</p>		<p>注2 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーションに対して、</p>

C 0 0 8 在宅患者訪問薬剤管理指導料

(項目の見直し)

付した場合は、患者1人につき月1回に限り、所定点数に100点を加算する。

その旨を記載した訪問看護指示書を交付した場合は、患者1人につき月1回（別に厚生労働大臣が定める者については月2回）に限り、所定点数に100点を加算する。

550点

1 在宅での療養を行っている患者（居住系施設入居者等を除く。）の場合

550点

2 居住系施設入居者等である患者の場合

385点

(注の見直し)

注1 居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、月2回に限り算定する。

注1 1については、在宅での療養を行っている患者（居住系施設入居者等を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、居住系施設入居者等である患者であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、月2回（同一の患者について、1及び2を併せて算定する場合において同じ。）に限り算定する。

(注の見直し)

注2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき所定点数に100点を加算する。

注2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき所定点数に100点を加算する。

C009 在宅患者訪問栄養食事指導料

(項目の見直し)

530点

1 在宅での療養を行っている患者（居住系施設入居者等を除く。）の場合

530点

2 居住系施設入居者等である患者の場合

450点

(注の見直し)

注1 居宅において療養を行っている通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な献立によって実技を伴う指導を行った場合は、月2回に限り算定する。

注1 1については、在宅での療養を行っている通院が困難な患者（居住系施設入居者等を除く。）に対して、2については、居住系施設入居者等である通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な献立によって実技を伴う指導

(新設)

(新設)

を行った場合に、月2回（同一の患者について、1及び2を併せて算定する場合において同じ。）に限り算定する。

C010 在宅患者連携指導料

900点

注1 訪問診療を実施している保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、患者の同意を得て、歯科訪問診療を実施している保険医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局又は訪問看護ステーションと文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

注2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

注3 当該保険医療機関を退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

注4 区分番号B001の1に掲げるウイルス疾患指導料、区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B001の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料を算定している患者については算定しない。

注5 在宅患者連携指導料を算定すべき指導を行った場合においては、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理の費用は、所定点数に含まれるものとする。

注6 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる特定施設入居時等医学総合管理料及び区分番号

(新設)

(新設)

C003に掲げる在宅末期医療総合診療料を算定している患者については算定しない。

C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料  
200点

注 訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該保険医の求め又は当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患家に赴きカンファレンスを行い又はカンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り算定する。

第1款 在宅療養指導管理料

C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料

(注の見直し)

注 在宅自己連続携帯式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己連続携帯式腹膜灌流に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降1回につき1,900点を月2回に限り算定する。

注 在宅自己連続携帯式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己連続携帯式腹膜灌流に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する。

C102-2 在宅血液透析指導管理料

(注の見直し)

注 在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅血液透析に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降につき1,900点を月2回に限り算定する。ただし、当該指導管理料を最初に算定した日から起算して2月までの間は、1,900点を月4回に限り算定する。

注 在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅血液透析に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降につき2,000点を月2回に限り算定する。ただし、当該指導管理料を最初に算定した日から起算して2月までの間は、2,000点を月4回に限り算定する。

C 1 1 3 寝たきり老人訪問指導管理  
料

(削除)

4 3 0 点

(削除)

注 1 在宅寝たきり老人（老人保健法の規定による医療を提供する患者に限る。）に対して、訪問して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、当該患者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注 2 初診料を算定する日に行った指導又は当該初診の日から 1 月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

注 3 当該保険医療機関を退院した患者に対して退院の日から 1 月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、入院基本料に含まれるものとする。

注 4 区分番号 B 0 0 1 の 1 に掲げるウイルス疾患指導料、区分番号 B 0 0 1 の 6 に掲げるてんかん指導料、区分番号 B 0 0 1 の 7 に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号 B 0 0 1 の 1 2 に掲げる心臓ペースメーカー指導管理



料を算定している患者については算定しない。

注5 寝たきり老人訪問指導管理料を算定すべき指導を行った場合においては、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料は、所定点数に含まれるものとする。

注6 同一の患者につき1月以内に寝たきり老人訪問指導管理料を算定すべき指導を2回以上行った場合においては、寝たきり老人訪問指導管理料は1回とし、1回目の指導を行ったときに算定する。

## 第2款 在宅療養指導管理材料加算

(通則の見直し)

1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算は、第1款の区分番号C101からC112までに掲げる在宅療養指導管理料のいずれかの所定点数を算定する場合に月1回に限り算定する。

1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算は、第1款の区分番号C101からC112までに掲げる在宅療養指導管理料のいずれかの所定点数を算定する場合に、特に規定する場合を除き月1回に限り算定する。

C 1 5 0 血糖自己測定器加算

(項目の見直し)

- 1 月 2 0 回以上測定する場合
- 2 月 4 0 回以上測定する場合
- 3 月 6 0 回以上測定する場合
- 4 月 8 0 回以上測定する場合

4 0 0 点  
5 8 0 点  
8 6 0 点  
1, 1 4 0 点

(新設)  
(新設)

- 5 月 1 0 0 回以上測定する場合
- 6 月 1 2 0 回以上測定する場合

1, 3 2 0 点  
1, 5 0 0 点

(4の注の削除)

注 インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者（1型糖尿病の患者に限る。）に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(削除)

(注の見直し)

注 1、2及び3については、インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者

注1 1から3までについては、インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の

(注の新設)

(1型糖尿病の患者を除く。)又はインスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者(1型糖尿病の患者に限る。)に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(新設)

患者(1型糖尿病の患者を除く。)又はインスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者(1型糖尿病の患者に限る。)に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

注2 4から6までについては、インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者(1型糖尿病の患者に限る。)に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

C152 間歇注入シリンジポンプ加算

(点数の見直し)

1,000点 → 1,500点

C158 酸素濃縮装置加算

(点数の見直し)

4,620点 → 4,000点

C161 注入ポンプ加算

(点数の見直し)

1,000点 → 1,250点

(新設)

(新設)

C 1 7 0 呼吸同調式デマンドバルブ加算

300点

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、呼吸同調式デマンドバルブを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>(点数の見直し)</p> <p>3 入院中の患者以外の患者に対して実施したすべての検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料（別に厚生労働大臣が定める検査を除く。）の各項目の所定点数にそれぞれ1点を加算する。</p> <p>(血液学的検査)</p> <p>D006 出血・凝固検査</p> <p>(注の見直し)</p> <p>(点数の見直し)</p>	<p>3 入院中の患者以外の患者に対して実施したすべての検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料（別に厚生労働大臣が定める検査を除く。）の各項目の所定点数にそれぞれ1点を加算する。</p> <p>注 患者から1回に採取した血液を用いてPIVKA II、フィブリノーゲン分解産物精密測定、D-Dダイマー精密測定、プロテインS精密測</p>	<p>3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ5点を加算する。</p> <p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から23までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目</p>

定、 $\alpha$ 2-プラスミンインヒビター・プラスミン複合体、第Ⅷ因子様抗原、血小板第4因子（PF4）精密測定、 $\beta$ -トロンボグロブリン精密測定、トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体（TAT）精密測定、プロテインC、フィブリンモノマー複合体定量精密測定、プロトロンビンフラグメントF1+2精密測定、トロンボモジュリン精密測定、tPA・PAI-1複合体、凝固因子（Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、Ⅼ）及びフィブリノペプチド精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- イ 3項目又は4項目 550点
- ロ 5項目以上 770点

数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- イ 3項目又は4項目 530点
- ロ 5項目以上 750点

（生化学的検査（Ⅰ））

D007 血液化学検査

（注の見直し）  
（点数の見直し）

注 患者から1回に採取した血液を用いて総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、 $\gamma$ -グルタミールトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）、中性脂肪、Na及び

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から7までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- イ 5項目以上7項目以下 100点
- ロ 8項目又は9項目 109点

C1、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素（LDH）、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチン・フォスフォキナーゼ（CPK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、β-リポ蛋白、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及びHPO<sub>4</sub>、総コレステロール、グルタミン・オキサロセティック・トランスアミナーゼ（GOT）、グルタミン・ピルビック・トランスアミナーゼ（GPT）、総鉄結合能（TIBC）、不飽和鉄結合能（UIBC）及びイオン化カルシウムを5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 5項目以上7項目以下 102点

ロ 8項目又は9項目 111点

ハ 10項目以上 130点

注 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

ハ 10項目以上 129点

注 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

(生化学的検査(Ⅱ))

D008 内分泌学的検査

(注の見直し)  
(点数の見直し)

注 患者から1回に採取した血液を用いてヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定、卵胞刺激ホルモン (FSH) 精密測定、C-ペプチド (CPR) 精密測定、黄体形成ホルモン (LH)、遊離サイロキシシン (FT4) 精密測定、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価精密測定、遊離トリヨードサイロニン (FT3) 精密測定、コルチゾール精密測定、アルドステロン精密測定、サイロキシシン結合蛋白 (TBG) 精密測定、17-ケートジエニックスステロイド (17-KGS) 精密測定、テストステロン精密測定、ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量 (HCG定量) 精密測定、I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定、サイログロブリン精密測定、ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL)、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画精密測定、グルカゴン精密測定、カルシトニン精密測定、オステオカルシン精密測定、骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) 精密測定、尿中βクロラプス精密測定、プロジェステロン精密測定、遊離テストステロン精密測定、エストロジェン、1



注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の9から20までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	3項目以上5項目以下	410点
ロ	6項目又は7項目	630点
ハ	8項目以上	900点



7-ケトジェニックステロイド分画（17-KGS分画）精密測定、サイクリックAMP（C-AMP）精密測定、エストリオール（E3）精密測定、尿中デオキシピリジノリン精密測定、副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント（C-PTHrP）精密測定、副甲状腺ホルモン関連蛋白（PTHrP）精密測定、プレグナジオール、カテコールアミン精密測定、副甲状腺ホルモン（PTH）精密測定、エストラジオール（E2）精密測定、カテコールアミン分画精密測定、DHEA-S精密測定、副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）精密測定、17-ケトステロイド分画（17-KS分画）精密測定、プレグナントリオール精密測定、エリスロポエチン精密測定、17 $\alpha$ -ヒドロキシプロジェステロン精密測定、抗IA-2抗体精密測定、ノルメタネフリン精密測定、メタネフリン精密測定、ソマトメジンC精密測定、インスリン様成長因子結合蛋白3型（IGFBP-3）精密測定及びメタネフリン分画精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	3項目以上5項目以下	410点
ロ	6項目又は7項目	630点
ハ	8項目以上	900点

D 0 0 9 腫瘍マーカー

(注の削除)

2 患者から1回に採取した血液等を用いてα-フェトプロテイン (AFP)、尿中BTA及び免疫抑制酸性蛋白 (IAP) を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、75点を算定する。

(削除)

(注の見直し)

3 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分に掲げる検査(注2に規定するものを除く。)を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から15までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	2項目	230点
ロ	3項目	290点
ハ	4項目以上	420点

イ	2項目	230点
ロ	3項目	290点
ハ	4項目以上	420点

(免疫学的検査)

D 0 1 3 肝炎ウイルス関連検査

(注の見直し)

注 患者から1回に採取した血液を用いてHBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HBe抗原精密測定、HBe抗体価精密測定、HCV

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から11までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項

抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価、HCVコア蛋白質測定、HBc抗体価、HBc抗体価精密測定、IgM-HA抗体価精密測定、HA抗体価精密測定、IgM-HBc抗体価精密測定、HCVコア抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定、HCV特異抗体価精密測定、HCV特異抗体価測定による群別判定及びデルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	3項目	290点
ロ	4項目	360点
ハ	5項目以上	520点

目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	3項目	290点
ロ	4項目	360点
ハ	5項目以上	520点

D014 自己抗体検査

(注の見直し)

注 抗SS-A/Ro抗体、抗RNP抗体、抗Sm抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗Jo-1抗体、抗SS-A/Ro抗体精密測定、抗SS-B/La抗体精密測定及び抗Scl-70抗体精密測定を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点とする。

注 本区分の8及び9に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点とする。

第2款 検体検査判断料

D026 検体検査判断料

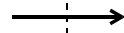
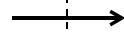
(注の見直し)

注3 別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、次に掲げる点数（検体検査管理加算(Ⅱ)については入院中の患者に限る。）を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(Ⅱ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)は算定しない。

- イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点
- ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 300点

(注の新設)

(新設)



注3 別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者（検体検査管理加算(Ⅱ)及び検体検査管理加算(Ⅲ)については入院中の患者に限る。）1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(Ⅲ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)又は検体検査管理加算(Ⅱ)は算定せず、検体検査管理加算(Ⅱ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)又は検体検査管理加算(Ⅲ)は算定しない。

- イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点
- ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 100点
- ハ 検体検査管理加算(Ⅲ) 300点

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に

D 0 2 7 基本的検体検査判断料

(注の見直し)

注2 区分番号D 0 2 6に掲げる検体検査判断料の注3に規定する施設基準に適合するものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注3に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(Ⅱ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)は算定しない。

届け出た保険医療機関において、区分番号D 0 0 6 - 4に掲げる遺伝病的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。

注2 区分番号D 0 2 6に掲げる検体検査判断料の注3に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注3に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(Ⅲ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)又は検体検査管理加算(Ⅱ)は算定せず、検体検査管理加算(Ⅱ)を算定した場合には、検体検査管理加算(Ⅰ)又は検体検査管理加算(Ⅲ)は算定しない。

第2節 病理学的検査料

(項目の移動)		(移動)	→	(第13部 病理診断へ)															
第3節 生体検査料																			
(超音波検査等)																			
D215 超音波検査																			
(点数の見直し)	<table border="0"> <tr> <td>3 UCG</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 断層撮影法及びMモード法による検査</td> <td>780点</td> </tr> <tr> <td>ロ Mモード法のみによる検査</td> <td>400点</td> </tr> <tr> <td>ハ 経食道的超音波法</td> <td>800点</td> </tr> </table>	3 UCG		イ 断層撮影法及びMモード法による検査	780点	ロ Mモード法のみによる検査	400点	ハ 経食道的超音波法	800点	→	<table border="0"> <tr> <td>3 UCG</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 断層撮影法及びMモード法による検査</td> <td>880点</td> </tr> <tr> <td>ロ Mモード法のみによる検査</td> <td>500点</td> </tr> <tr> <td>ハ 経食道的超音波法</td> <td>1,500点</td> </tr> </table>	3 UCG		イ 断層撮影法及びMモード法による検査	880点	ロ Mモード法のみによる検査	500点	ハ 経食道的超音波法	1,500点
3 UCG																			
イ 断層撮影法及びMモード法による検査	780点																		
ロ Mモード法のみによる検査	400点																		
ハ 経食道的超音波法	800点																		
3 UCG																			
イ 断層撮影法及びMモード法による検査	880点																		
ロ Mモード法のみによる検査	500点																		
ハ 経食道的超音波法	1,500点																		
(注の新設)		(新設)	→	<p>注1 断層撮影法について、造影剤を使用した場合は、所定点数に150点を加算する。この場合において造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、加算点数に含まれるものとする。</p>															
(注の見直し)	<p>注1 断層撮影法及びUCGについて、パルスドプラ法を行った場合は、所定点数に200点を加算する。</p>	→	<p>注2 断層撮影法について、パルスドプラ法を行った場合は、所定点数に200点を加算する。</p>																

<p>(注の移動)</p>	<p>注2 UCGの検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>→</p>	<p>注3 UCGの検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。</p>
<p>(注の移動)</p>	<p>注3 ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。</p>	<p>→</p>	<p>注4 ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。</p>
<p>(注の移動)</p>	<p>注4 血管内超音波法について、呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>→</p>	<p>注5 血管内超音波法について、呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。</p>
<p>(注の移動)</p>	<p>注5 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>→</p>	<p>注6 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。</p>
<p>(区分の新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>→</p>	<p>D239-3 神経学的検査 300点</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p>

(眼科学的検査)				
(通則の追加)		(新設)	→	コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、D 2 8 2 - 3 に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。
(区分の新設)		(新設)	→	D 2 5 6 - 2 眼底三次元画像解析 2 0 0 点 注 患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号 D 2 5 6 の 1 に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
D 2 8 2 - 3 コンタクトレンズ検査料				
(項目の見直し)	1 コンタクトレンズ検査料 1		→	1 コンタクトレンズ検査料 1 2 0 0 点
	イ 初回装用者の場合	3 8 7 点		
	ロ 既装用者の場合	1 1 2 点		



(項目の見直し)	<p>2 コンタクトレンズ検査料2</p> <p>イ 初回装用者の場合 193点</p> <p>ロ 既装用者の場合 56点</p>	→	<p>2 コンタクトレンズ検査料2 56点</p>
(注の見直し)	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズ処方のために眼科学的検査を行った場合又はコンタクトレンズ装用者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1を算定する。</p>	→	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料2を算定する。</p>
(注の見直し)	<p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関においてコンタクトレンズ処方のために眼科学的検査を行った場合又はコンタクトレンズ装用者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料2を算定する。</p>	→	<p>注2 注1により当該検査料を算定する場合は、区分番号A000に掲げる初診料の注6及び区分番号A001に掲げる再診料の注5に規定する夜間・早朝等加算は算定できない。</p>

<p>(注の見直し)</p>	<p>注3 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去に1のイ又は2のイを算定した患者に対して、1のロ又は2のロを算定する場合は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区分番号A001に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療料を算定する。</p>	<p>→</p>	<p>注3 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者について、当該検査料を算定した場合は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区分番号A001に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療料を算定する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>注4 区分番号D255から区分番号D282-2に掲げる検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>→</p>	<p>(削除)</p>
<p>(臨床心理・神経心理検査)</p> <p>(通則の削除)</p>	<p>区分番号D283から区分番号D285までに掲げる臨床心理・神経心理検査については、同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみ在所定点数のみにより算定する。</p>	<p>→</p>	<p>(削除)</p>
<p>D283 発達及び知能検査</p>			

<p>(注の新設)</p>		(新設)	<p>注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみ在所定点数のみにより算定する。</p>
<p>D 2 8 4 人格検査 (注の新設)</p>		(新設)	<p>注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみ在所定点数のみにより算定する。</p>
<p>D 2 8 5 その他の心理検査 (名称の変更)</p>	<p>D 2 8 5 その他の心理検査</p>		<p>D 2 8 5 認知機能検査その他の心理検査</p>
<p>(注の新設)</p>		(新設)	<p>注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみ在所定点数のみにより算定する。</p>
<p>D 2 9 1 - 2 小児食物アレルギー負荷検査  (注の見直し)</p>	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、9歳未満の入院患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。</p>		<p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。</p>

<p>D 3 1 0 小腸ファイバースコープ</p> <p>(項目の見直し)</p>	<p>D 3 1 0 小腸ファイバースコープ 1, 7 0 0 点</p> <p>注 粘膜点墨法を行った場合は、6 0 点を加算する。</p>	<p>D 3 1 0 小腸ファイバースコープ</p> <p>1 ダブルバルーン内視鏡によるもの 2, 0 0 0 点</p> <p>2 カプセル型内視鏡によるもの 1, 7 0 0 点</p> <p>3 その他のもの 1, 7 0 0 点</p> <p>注1 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>注2 3について、粘膜点墨法を行った場合は、6 0 点を加算する。</p>
<p>D 4 0 6 上顎洞穿刺 (片側)、扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺 (片側)</p> <p>(点数の見直し) (区分の見直し)</p>	<p>D 4 0 6 上顎洞穿刺 (片側)、扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺 (片側) 5 0 点</p>	<p>D 4 0 6 上顎洞穿刺 (片側) 6 0 点</p> <p>D 4 0 6 - 2 扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺 (片側) 1 8 0 点</p>

別表1

## 第3部 検査

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
<b>第1節 検体検査料</b>					
<b>第1款 検体検査実施料</b>					
<b>(尿・糞便等検査)</b>					
D000	尿中一般物質定性半定量検査	28	→ 26	D000	
D001	尿中特殊物質定性定量検査			D001	
D001 1	蛋白定量	7	→ 7	D001 1	
D001 2	VMA定性	9	→ 9	D001 2	
D001 3	B-J蛋白定性	10	→ 9	D001 2	
D001 3	糖定量	10	→ 9	D001 2	
D001 4	ポルフィリン定性	11	→ 10	D001 3	
D001 4	アミラーゼ定性半定量	11	→ 10	D001 3	
D001 5	ビリルビン定量	14	→ 12	D001 4	
D001 6	胃酸度測定	15	→ 15	D001 5	
D001 7	ウロビリニン定量	16	→ 16	D001 6	
D001 7	ウロビリノーゲン定量	16	→ 16	D001 6	
D001 7	先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト	16	→ 16	D001 6	
D001 7	浸透圧測定	16	→ 16	D001 6	
D001 8	ポルフィリン症スクリーニングテスト	17	→ 17	D001 7	
D001 9	N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)	38	→ 41	D001 8	
D001 10	アルブミン定性	55	→ 49	D001 9	
D001 11	黄体形成ホルモン(LH) 定性	75	→ 72	D001 10	
D001 11	線維素分解産物(FDP)測定	75	→ 72	D001 10	
D001 12	マイクロトランスフェリン精密測定(尿中)	120	→ 115	D001 11	
D001 12	ウロポルフィリン定量	120	→ 115	D001 11	
D001 12	アルブミン定量精密測定	120	→ 115	D001 11	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D001 12	デルタアミノレブリン酸定量	120	→ 115	D001 11	(新設)
D001 12	ポリアミン	120	→ 115	D001 11	
- -	ミオイノシトール定量	-	→ 120	D001 12	
D001 13	コプロポルフィリン定量	150	→ 150	D001 13	
D001 14	ポルフォビリノーゲン定量	200	→ 200	D001 14	
D001 15	IV型コラーゲン定量精密測定	210	→ 210	D001 15	
D002 1	尿沈渣顕微鏡検査	23	→ 25	D002 1	
D002 注	染色標本加算	9	→ 9	D002 注	
D002-2	フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定	28	→ 30	D002-2	
D003	糞便検査			D003	(名称の変更)
D003 1	潜血反応検査	9	→ 9	D003 1	
D003 2	虫卵検査(集卵法)	15	→ 15	D003 2	
D003 3	ウロビリリン定量	16	→ 15	D003 2	
D003 3	ウロビリノーゲン定量	16	→ 15	D003 2	
D003 4	塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪、消化状況観察を含む。)	20	→ 20	D003 3	
D003 5	虫体検出	23	→ 23	D003 4	
D003 6	脂質定量	28	→ 25	D003 5	
D003 7	ヘモグロビン定性	38	→ 37	D003 6	
D003 8	虫卵培養検査	42	→ 40	D003 7	
D003 9	ヘモグロビン定量	48	→ 42	D003 8	
D003 10	ヘモグロビン及びトランスフェリン	55	→ -	- -	
D003 11	ヘモグロビン及びトランスフェリン	75	→ 60	D003 9	
D003 12	キモトリプシン	130	→ 80	D003 10	
D004	穿刺液・採取液検査			D004	
D004 1	ヒューナー検査	26	→ 20	D004 1	
D004 2	胃液又は十二指腸液一般検査	60	→ 55	D004 2	
D004 3	髄液一般検査	65	→ 65	D004 3	
D004 4	精液一般検査	70	→ 70	D004 4	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D004 5	頸管粘液検査	75	→ 75	D004 5	
D004 6	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ	100	→ 100	D004 6	
D004 7	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定	140	→ 135	D004 7	
D004 8	膣分泌液中乳酸脱水素酵素(LDH)半定量	170	→ 170	D004 8	
- -	マイクロバブルテスト		→ 200	D004 9	(新設)
D004 9	関節液中コンドロカルシン	340	→ 300	D004 10	
D004 10	羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A)	380	→ 380	D004 11	
D004 11	IgGインデックス	500	→ 460	D004 12	
D004 12	髄液オリゴクローナルバンド測定	600	→ 560	D004 13	
D004 12	髄液MBP	600	→ 620	D004 14	
D004 13	悪性腫瘍遺伝子検査	2,000	→ 2,000	D004 15	
- -	抗悪性腫瘍剤感受性検査(HDRA法又はCD-DST法)	-	→ 2,000	D004 16	(新設)
<b>(血液学的検査)</b>					
D005	血液形態・機能検査			D005	
D005 1	赤血球沈降速度測定	10	→ 9	D005 1	
D005 2	網赤血球数	13	→ 12	D005 2	
D005 3	血液浸透圧測定	16	→ 15	D005 3	
D005 3	鼻汁喀痰中好酸球検査	16	→ 15	D005 3	
D005 4	好酸球数	17	→ 17	D005 4	
D005 5	末梢血液像	19	→ 18	D005 5	
D005 5	注 特殊染色を併せて行った場合の加算(特殊染色ごとに)	27	→ 27	D005 5	
D005 6	末梢血液一般検査	23	→ 22	D005 6	
D005 7	血中微生物検査	38	→ 40	D005 7	
D005 8	赤血球抵抗試験	44	→ 45	D005 8	
D005 9	自己溶血試験	50	→ 50	D005 9	
D005 10	血液粘稠度測定	55	→ 50	D005 9	
D005 10	ヘモグロビンA <sub>1c</sub> (HbA <sub>1c</sub> )	55	→ 50	D005 9	
D005 11	ヘモグロビンF(HbF)	60	→ 60	D005 10	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D005 12	動的赤血球膜物性検査	130	→ 130	D005 11	
D005 13	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定	250	→ 240	D005 12	
D005 14	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)精密測定	270	→ 250	D005 13	
D005 15	骨髓像	430	→ 500	D005 14	
D005 15	注 特殊染色を併せて行った場合の加算(特殊染色ごとに)	40	→ 40	D005 14	
D005 16	モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査(一連につき)	1,050	→ 1,000	D005 15	
D006	出血・凝固検査			D006	
D006 1	出血時間測定	15	→ 15	D006 1	
D006 1	プロトロンビン時間測定	15	→ 15	D006 1	
D006 2	凝固時間測定	19	→ 18	D006 2	
D006 3	血餅収縮能	22	→ 19	D006 3	
D006 3	毛細血管抵抗試験	22	→ 19	D006 3	
D006 4	フィブリノーゲン定量	23	→ 23	D006 4	
D006 5	クリオフィブリノーゲン検査	24	→ 23	D006 4	
D006 4	トロンビン時間測定	23	→ 25	D006 5	
D006 7	蛇毒試験	32	→ 28	D006 6	
D006 8	トロンボエラストグラフ	34	→ 28	D006 6	
D006 6	ヘパリン抵抗試験	29	→ 29	D006 7	
D006 6	活性化部分トロンボプラスチン時間測定	29	→ 29	D006 7	
D006 6	複合凝固因子検査	29	→ 29	D006 7	
D006 10	血小板凝集能	75	→ 50	D006 8	
D006 9	血小板粘着能	65	→ 65	D006 9	
D006 10	アンチトロンビンⅢ	75	→ 70	D006 10	
D006 10	線維素分解産物(FDP)測定	75	→ 80	D006 11	
D006 11	プラスミン	85	→ 80	D006 11	
D006 11	全血凝固溶解時間測定(Ratnoff法等)	85	→ 80	D006 11	
D006 11	血清全プラスミン測定法(血清SK活性化プラスミン値)	85	→ 80	D006 11	
D006 12	プラスミン活性値測定検査	95	→ 80	D006 11	



旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D006 12	$\alpha_1$ -アンチトリプシン	95	→ 80	D006 11	
D006 10	フィブリンモノマー複合体定性	75	→ 100	D006 12	(名称の変更)
D006 13	プラスミノーゲン	120	→ 100	D006 12	
D006 16	フィブリノーゲン分解産物精密測定	150	→ 120	D006 13	
D006 14	D-Dダイマー定性	130	→ 140	D006 14	(名称の変更)
D006 15	$\alpha_2$ -マクログロブリン	140	→ 140	D006 14	
D006 15	アンチプラスミン	140	→ 140	D006 14	
D006 16	フォン・ウィルブランド因子	150	→ 140	D006 14	
D006 16	PIVKA II	150	→ 150	D006 15	
D006 16	D-Dダイマー定量	150	→ 150	D006 15	(名称の変更)
D006 17	凝固因子インヒビター	170	→ 160	D006 16	
D006 17	第Ⅷ因子様抗原	170	→ 160	D006 16	
D006 17	プロテインS精密測定	170	→ 170	D006 17	
D006 17	$\alpha_2$ -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体	170	→ 170	D006 17	
D006 18	血小板第4因子(PF <sub>4</sub> )精密測定	180	→ 180	D006 18	
D006 18	$\beta$ -トロンボグロブリン精密測定	180	→ 180	D006 18	
D006 19	トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)精密測定	200	→ 200	D006 19	
D006 20	プロトロンビンフラグメントF1+2精密測定	210	→ 200	D006 19	
D006 21	トロンボモジュリン精密測定	230	→ 215	D006 20	
D006 22	フィブリンモノマー複合体定量	240	→ 240	D006 21	(名称の変更)
D006 22	凝固因子(Ⅱ,Ⅴ,Ⅶ,Ⅷ,Ⅸ,Ⅹ,Ⅺ,Ⅻ,ⅩⅢ)	240	→ 240	D006 21	
D006 23	プロテインC	260	→ 260	D006 22	
D006 24	tPA・PAI-1複合体	270	→ 260	D006 22	
D006 25	フィブリノペプチド精密測定	340	→ 300	D006 23	
D006 注	包括項目:3項目又は4項目	550	→ 530	D006 注	
D006 注	包括項目:5項目以上	770	→ 750	D006 注	
D006-2	血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)	2,000	→ 2,000	D006-2	
D006-3	Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定	1,200	→ 1,200	D006-3	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D006-4	遺伝病的検査	2,000	→ 2,000	D006-4	(名称の変更)
D006-5	染色体検査(全ての費用を含む。)	2,000	→ 2,000	D006-5	
D006-5 注	分染法加算	400	→ 400	D006-5 注	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	2,400	→ 2,400	D006-6	
D006-2	WT1mRNA定量	2,000	→ 2,000	D006-7	(新設)
-	培養細胞による先天性代謝異常診断		→ 2,000	D006-8	(新設)
<b>(生化学的検査(I))</b>					
D007	血液化学検査			D007	
D007 1	総ビリルビン	11	→ 11	D007 1	
D007 1	直接ビリルビン	11	→ 11	D007 1	
D007 1	総蛋白	11	→ 11	D007 1	
D007 1	アルブミン	11	→ 11	D007 1	
D007 1	尿素窒素(BUN)	11	→ 11	D007 1	
D007 1	クレアチニン	11	→ 11	D007 1	
D007 1	尿酸	11	→ 11	D007 1	
D007 1	アルカリフォスファターゼ	11	→ 11	D007 1	
D007 1	コリンエステラーゼ(ChE)	11	→ 11	D007 1	
D007 1	γ-グルタミールトランスペプチダーゼ(γ-GTP)	11	→ 11	D007 1	
D007 1	中性脂肪	11	→ 11	D007 1	
D007 1	Na及びCl	11	→ 11	D007 1	
D007 1	K	11	→ 11	D007 1	
D007 1	Ca	11	→ 11	D007 1	
D007 1	Mg	11	→ 11	D007 1	
D007 1	膠質反応	11	→ 11	D007 1	
D007 1	クレアチン	11	→ 11	D007 1	
D007 1	グルコース	11	→ 11	D007 1	
D007 1	乳酸脱水素酵素(LDH)	11	→ 11	D007 1	
D007 1	酸性フォスファターゼ	11	→ 11	D007 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D007 1	エステル型コレステロール	11	→ 11	D007 1	
D007 1	アミラーゼ	11	→ 11	D007 1	
D007 1	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)	11	→ 11	D007 1	
D007 1	クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)	11	→ 11	D007 1	
D007 1	アルドラーゼ	11	→ 11	D007 1	
D007 1	遊離コレステロール	11	→ 11	D007 1	
D007 1	鉄	11	→ 11	D007 1	
D007 1	試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査	11	→ 11	D007 1	
D007 2	リン脂質	15	→ 15	D007 2	
D007 2	β-リポ蛋白	15	→ -	- -	(削除)
D007 3	遊離脂肪酸	16	→ 16	D007 3	
D007 4	HDL-コレステロール	17	→ 17	D007 4	
D007 4	前立腺酸性フォスファターゼ	17	→ 17	D007 4	
D007 4	P及びHPO <sub>4</sub>	17	→ 17	D007 4	
D007 4	総コレステロール	17	→ 17	D007 4	
D007 4	グルタミン・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)	17	→ 17	D007 4	
D007 4	グルタミン・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)	17	→ 17	D007 4	
D007 4	総鉄結合能(TIBC)	17	→ -	- -	(削除)
D007 4	不飽和鉄結合能(UIBC)	17	→ -	- -	(削除)
D007 5	LDL-コレステロール	19	→ 18	D007 5	
D007 5	蛋白分画測定	19	→ 18	D007 5	
D007 6	モノアミノキシダーゼ(MAO)	23	→ -	- -	(削除)
D007 7	Cu	25	→ 24	D007 6	
D007 7	リパーゼ	25	→ 24	D007 6	
D007 8	イオン化カルシウム	27	→ 27	D007 7	
D007 9	マンガン	29	→ 27	D007 7	
D007 10	ムコ蛋白	32	→ 30	D007 8	
D007 11	ケトン体	34	→ 32	D007 9	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D007 11	アデノシンデアミナーゼ(ADA)	34	→ 32	D007 9	
D007 12	グアナーゼ(GU)	38	→ 35	D007 10	
D007 13	リボプロテイン	44	→ 45	D007 11	
D007 14	有機モノカルボン酸定量	48	→ 48	D007 12	
D007 14	胆汁酸	48	→ 48	D007 12	
D007 14	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム	48	→ 48	D007 12	
D007 14	アミラーゼ・アイソザイム	48	→ 48	D007 12	
D007 14	γ-GTP・アイソザイム	48	→ 48	D007 12	
D007 14	乳酸脱水素酵素・アイソザイム	48	→ 48	D007 12	
D007 15	重炭酸塩	50	→ 48	D007 12	
D007 16	アンモニア	55	→ 50	D007 13	
D007 16	リボ蛋白分画	55	→ 50	D007 13	
D007 16	GOT・アイソザイム	55	→ 50	D007 13	
D007 16	CPK・アイソザイム	55	→ 55	D007 14	
D007 17	グリコアルブミン	60	→ 55	D007 14	
D007 17	カタラーゼ	60	→ 60	D007 15	
D007 18	ケトン体分画	65	→ 60	D007 15	
D007 19	コレステロール分画	70	→ 60	D007 15	
D007 20	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT)	75	→ 70	D007 16	
D007 21	フェリチン	80	→ -	- -	(削除)
D007 22	G-6-PDH定量	85	→ 80	D007 17	
D007 22	リボ蛋白分画精密測定	85	→ 80	D007 17	
D007 22	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)	85	→ 80	D007 17	
D007 22	不飽和鉄結合能(UIBC)	85	→ 80	D007 17	(名称の変更)
D007 23	グリココール酸	95	→ 80	D007 17	
D007 23	総鉄結合能(TIBC)	95	→ 85	D007 18	(名称の変更)
D007 23	CPK・アイソザイム精密測定	95	→ 90	D007 19	
D007 24	心筋トロポニンT定性	100	→ -	- -	(削除)

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D007 25	膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)	110	→ 100	D007 20	
D007 25	乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型	110	→ 100	D007 20	
D007 25	アポリポ蛋白	110	→ 100	D007 20	
D007 26	シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)	120	→ 100	D007 20	
- -	凝固因子インヒビター定性 (クロスミキシング試験)	-	→ 100	D007 20	(新設)
D007 25	ヘパリン	110	→ 110	D007 21	
D007 26	心筋トロポニンI精密測定	120	→ 120	D007 22	
D007 26	シアル化糖鎖抗原KL-6	120	→ 120	D007 22	
D007 26	フェリチン	120	→ 120	D007 22	(名称の変更)
D007 27	アルコール	130	→ 120	D007 22	
D007 27	ペントシジン	130	→ 120	D007 22	
D007 28	リポ蛋白 (a)精密測定	140	→ 120	D007 22	
D007	イヌリン	120	→ 120	D007 22	(新設)
D007 26	サーファクタントプロテインA (SP-A)	120	→ 130	D007 23	
D007 27	心筋トロポニンT定量	130	→ 130	D007 23	(名称の変更)
D007 27	ガラクトース	130	→ 130	D007 23	
D007 27	Al	130	→ 130	D007 23	
D007 27	シスタチンC精密測定	130	→ 130	D007 23	
D007 28	サーファクタントプロテインD (SP-D)	140	→ 140	D007 24	
D007 29	血液ガス分析	150	→ 150	D007 25	
D007 29	Zn	150	→ 150	D007 25	
D007 29	ミオグロビン	150	→ 150	D007 25	
D007 29	ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP)	150	→ 150	D007 25	
D007 29	P-III-P精密測定	150	→ 150	D007 25	
D007 30	IV型コラーゲン精密測定	160	→ 150	D007 25	
D007 31	アルブミン非結合型ビリルビン	170	→ 150	D007 25	
D007 31	ビリルビン酸キナーゼ (PK)	170	→ 150	D007 25	
D007 31	アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)	170	→ 160	D007 26	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D007 31	IV型コラーゲン・7S精密測定	170	→ 160	D007 26	
D007 31	ビタミンB <sub>12</sub> 定量精密測定	170	→ 160	D007 26	
D007 32	葉酸精密測定	180	→ 170	D007 27	
D007 33	アルカリフォスファターゼ・アインザイム精密測定	190	→ 190	D007 28	
D007 34	アセトアミノフェン精密測定	200	→ 190	D007 28	
D007 34	臍分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)	200	→ 190	D007 28	
D007 34	ヒアルロン酸	200	→ 190	D007 28	
D007 34	心室筋ミオシン軽鎖 I 精密測定	200	→ 190	D007 28	
D007 34	ビタミンB <sub>2</sub> 定量	200	→ -	- -	(削除)
D007 34	レムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロール	200	→ 200	D007 29	
D007 34	トリブシン	200	→ 200	D007 29	
D007 35	赤血球コプロポルフィリン定量	210	→ 210	D007 30	
D007 36	膵ホスホリパーゼA <sub>2</sub> (膵PLA <sub>2</sub> )精密測定	220	→ 210	D007 30	
D007 37	リポ蛋白リパーゼ精密測定	230	→ 230	D007 31	
D007 37	肝細胞増殖因子(HGF)	230	→ 230	D007 31	
D007 38	CKアイソフォーム	240	→ 230	D007 31	
D007 38	プロリルヒドロキシラーゼ(PH)精密測定	240	→ 230	D007 31	
D007 39	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定	250	→ 250	D007 32	
D007 40	臍分泌液中α-フェトプロテイン	260	→ 250	D007 32	
D007 41	赤血球プロトポルフィリン定量	280	→ 280	D007 33	
D007 42	ビタミンB <sub>2</sub>	290	→ 280	D007 33	(名称の変更)
D007 38	ビタミンB <sub>1</sub> 定量	240	→ 290	D007 34	
D007 43	プロカルシトニン(PCT)	320	→ 320	D007 35	
D007 44	ビタミンC定量精密測定	340	→ 330	D007 36	
D007 45	1,25ジヒドロキシビタミンD <sub>3</sub> (1,25(OH)2D <sub>3</sub> )	360	→ 400	D007 37	
D007 注	包括項目:5項目以上7項目以下	102	→ 100	D007 注	
D007 注	包括項目:8項目又は9項目	111	→ 109	D007 注	
D007 注	包括項目:10項目以上	130	→ 129	D007 注	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
<b>(生化学的検査(Ⅱ))</b>					
D008	内分泌学的検査			D008	
D008 1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	55	→ 55	D008 1	
D008 2	11-ヒドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)	60	→ 60	D008 2	
D008 3	17-ヒドロキシコルチコステロイド(17-OHCS)	65	→ 60	D008 2	
D008 4	ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCG β)分画定性	70	→ -	- -	(削除)
D008 5	17-ケトステロイド(17-KS)精密測定	75	→ 70	D008 3	
D008 6	ホモバニール酸(HVA)精密測定	80	→ 70	D008 3	
D008 7	T <sub>3</sub> 摂取率(T <sub>3</sub> -uptake)精密測定	85	→ -	- -	(削除)
D008 9	バニールマンデル酸(VMA)精密測定	100	→ 90	D008 4	
D008 8	5-ヒドロキシインドール酢酸(5-HIAA)精密測定	95	→ 95	D008 5	
D008 10	プロラクチン(PRL)	110	→ 100	D008 6	
D008 11	トリヨードサイロニン(T <sub>3</sub> )精密測定	120	→ 115	D008 7	
D008 11	甲状腺刺激ホルモン(TSH)精密測定	120	→ 115	D008 7	
D008 11	レニン活性精密測定	120	→ 115	D008 7	
D008 11	ガストリン精密測定	120	→ 115	D008 7	
D008 11	レニン定量精密測定	120	→ 115	D008 7	
D008 11	インスリン(IRI)精密測定	120	→ 120	D008 8	
D008 11	サイロキシン(T <sub>4</sub> )精密測定	120	→ 120	D008 8	
D008 12	成長ホルモン(GH)精密測定	130	→ 125	D008 9	
D008 12	卵胞刺激ホルモン(FSH)精密測定	130	→ 125	D008 9	
D008 12	C-ペプチド(CPR)精密測定	130	→ 125	D008 9	
D008 12	黄体形成ホルモン(LH)	130	→ 125	D008 9	
D008 13	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定	140	→ 140	D008 10	
D008 14	サイロキシン結合能(TBC)精密測定	150	→ 140	D008 10	
D008 14	遊離サイロキシン(FT <sub>4</sub> )精密測定	150	→ 140	D008 10	
D008 14	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定	150	→ 140	D008 10	
D008 14	遊離トリヨードサイロニン(FT <sub>3</sub> )精密測定	150	→ 140	D008 10	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D008 14	コルチゾール精密測定	150	→ 140	D008 10	
D008 14	アルドステロン精密測定	150	→ 140	D008 10	
D008 14	サイロキシン結合蛋白(TBG)精密測定	150	→ 140	D008 10	
D008 14	テストステロン精密測定	150	→ 140	D008 10	
D008 14	サイログロブリン精密測定	150	→ 140	D008 10	
D008	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)精密測定	140	→ 140	D008 10	(新設)
D008 14	ヒト胎盤性ラクトージェン(HPL)	150	→ 150	D008 11	
D008 14	ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量)精密測定	150	→ 150	D008 11	
D008 15	ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画	160	→ 150	D008 11	(名称の変更)
D008 15	グルカゴン精密測定	160	→ 150	D008 11	
D008 15	カルシトニン精密測定	160	→ 150	D008 11	
D008 15	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定	160	→ 160	D008 12	
D008 16	オステオカルシン精密測定	170	→ 170	D008 13	
D008 16	骨型アルカリフォスファターゼ(BAP)精密測定	170	→ 170	D008 13	
D008 16	尿中βクロスラプス精密測定	170	→ 170	D008 13	
D008 16	セクレチン精密測定	170	→ 170	D008 13	
D008 16	プロジェステロン精密測定	170	→ 170	D008 13	
D008 16	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量	170	→ 170	D008 13	
D008 16	遊離テストステロン精密測定	170	→ 170	D008 13	
D008	βクロスラプス精密測定	170	→ 170	D008 13	(新設)
D008	低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)精密測定	170	→ 170	D008 13	(新設)
D008 17	サイクリックAMP(C-AMP)精密測定	180	→ 180	D008 14	
D008 17	エストリオール(E <sub>3</sub> )精密測定	180	→ 180	D008 14	
D008 18	エストロジェン	190	→ 180	D008 14	
D008 19	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)精密測定	200	→ 190	D008 15	
D008 19	副甲状腺ホルモン(PTH)精密測定	200	→ 190	D008 15	
D008 19	カテコールアミン分画精密測定	200	→ 190	D008 15	
D008 19	DHEA-S精密測定	200	→ 190	D008 15	



旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D008 18	尿中デオキシピリジノリン精密測定	190	→ 200	D008 16	
D008 19	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)精密測定	200	→ 200	D008 16	
D008 19	17-ケトジェニックステロイド(17-KGS)精密測定	200	→ 200	D008 16	
D008 19	エストラジオール(E <sub>2</sub> )精密測定	200	→ 200	D008 16	
D008 19	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)精密測定	200	→ 220	D008 17	
D008 20	17-ケトジェニックステロイド分画(17-KGS分画)精密測定	220	→ 220	D008 17	
D008 21	カテコールアミン精密測定	230	→ 220	D008 17	
D008 21	17-ケトステロイド分画(17-KS分画)精密測定	230	→ 220	D008 17	
D008 21	エリスロポエチン精密測定	230	→ 220	D008 17	
D008 21	17 <sub>α</sub> -ヒドロキシプロジェステロン精密測定	230	→ 220	D008 17	
D008 21	抗IA-2抗体精密測定	230	→ 220	D008 17	
D008 21	プレグナンジオール	230	→ 220	D008 17	
D008 22	メタネフリン精密測定	250	→ 240	D008 18	
D008 22	ソマトメジンC精密測定	250	→ 240	D008 18	
D008 22	ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)精密測定	250	→ 240	D008 18	
D008 22	メタネフリン分画精密測定	250	→ 240	D008 18	
D008 22	アルギニンバゾプレッシン精密測定	250	→ 240	D008 18	
D008 23	プレグナントリオール精密測定	260	→ 250	D008 19	
D008 24	ノルメタネフリン精密測定	280	→ 250	D008 19	
D008 25	インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)精密測定	290	→ 280	D008 20	
D008 注	包括項目:3項目以上5項目以下	410	→ 410	D008 注	
D008 注	包括項目:6項目又は7項目	630	→ 630	D008 注	
D008 注	包括項目:8項目以上	900	→ 900	D008 注	
D009	腫瘍マーカー			D009	
D009 1	α-フェトプロテイン(AFP)	34	→ -	- -	(削除)
D009 2	免疫抑制酸性蛋白(IAP)	55	→ -	- -	(削除)
D009 3	尿中BTA	70	→ 80	D009 1	
D009 注	上記検査を2項目以上行った場合	75	→ 75	D009 注	(削除)

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考	
		改正前	改正後			
D009 4	癌胎児性抗原(CEA)精密測定	120	→ 115	D009 2	(名称の変更)	
D009 4	α-フェトプロテイン(AFP)	120	→ 115	D009 2		
D009 4	組織ポリペプチド抗原(TPA)精密測定	120	→ 115	D009 2		
D009 4	扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)精密測定	120	→ 115	D009 2		
D009 5	DUPAN-2精密測定	130	→ 130	D009 3		
D009 5	NCC-ST-439精密測定	130	→ 130	D009 3		
D009 5	CA15-3精密測定	130	→ 130	D009 3		
D009 6	エラスターゼ1精密測定	140	→ 135	D009 4		
D009 6	前立腺酸性フォスファターゼ精密測定	140	→ 140	D009 5		
D009 6	PSA精密測定	140	→ 140	D009 5		
D009 7	塩基性フェトプロテイン(BFP)精密測定	150	→ 150	D009 6		
D009 7	CA19-9精密測定	150	→ 150	D009 6		
D009 7	CA72-4精密測定	150	→ 150	D009 6		
D009 7	CA-50精密測定	150	→ 150	D009 6		
D009 7	SPan-1抗原精密測定	150	→ 150	D009 6		
D009 7	シアリルTn抗原精密測定	150	→ 150	D009 6		
D009 7	神経特異エノラーゼ(NSE)精密測定	150	→ 150	D009 6		
D009 7	PIVKA II 精密測定	150	→ 150	D009 6		
D009 8	尿中NMP22精密測定	160	→ 160	D009 7		
D009 8	シアリルLe <sup>X-i</sup> (SLX)抗原精密測定	160	→ 160	D009 7		
D009 8	CA125精密測定	160	→ 160	D009 7		
D009 9	シアリルLe <sup>X</sup> (CSLEX)抗原精密測定	170	→ 170	D009 8		
D009 9	フリーPSA/トータルPSA比精密測定	170	→ 170	D009 8		
D009 9	BCA225精密測定	170	→ 170	D009 8		
D009 9	I型プロコラーゲン-C-プロペプチド精密測定	170	→ 170	D009 8		
D009 9	I型コラーゲンCテロペプチド精密測定	170	→ 170	D009 8		
D009 10	SP1精密測定	180	→ 170	D009 8		
D009	血清中抗p53抗体	170	→ 170	D009 8		(新設)

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D009 10	サイトケラチン19フラグメント精密測定	180	→ 180	D009 9	
D009 10	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)精密測定	180	→ 180	D009 9	
D009 11	尿中遊離型フコース	190	→ 190	D009 10	
D009 11	CA602精密測定	190	→ 190	D009 10	
D009 11	AFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L <sub>3</sub> %)	190	→ 190	D009 10	
D009 11	CA54/61精密測定	190	→ 190	D009 10	
D009 11	癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)精密測定	190	→ 190	D009 10	
D009 12	γ-セミノプロテイン精密測定	200	→ 200	D009 11	
D009 13	CA130精密測定	210	→ 200	D009 11	
D009 13	尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量(HCGβコア定量)精密測定	210	→ 210	D009 12	
D009 14	膵癌胎児性抗原(POA)精密測定	230	→ 220	D009 13	
D009 15	乳頭分泌液中CEA精密測定	310	→ 320	D009 14	
D009 15	乳頭分泌液中HER2タンパク測定	310	→ 320	D009 14	
D009 15	血清中HER2タンパク測定	310	→ 320	D009 14	
D009 16	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定	460	→ 460	D009 15	
D009 注	包括項目:2項目	230	→ 230	D009 注	
D009 注	包括項目:3項目	290	→ 290	D009 注	
D009 注	包括項目:4項目以上	420	→ 420	D009 注	
D010	特殊分析			D010	
D010 1	尿中糖分析	42	→ 40	D010 1	
D010 2	結石分析	120	→ 120	D010 2	
D010 3	チロシン	210	→ 200	D010 3	
D010 4	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比	300	→ 300	D010 4	
D010 5	アミノ酸定量			D010 5	
D010 5	イ 1種類につき	320	→ 320	D010 5	
D010 5	ロ 5種類以上	1,300	→ 1,300	D010 5	
D010 6	アミノ酸分析(定性)	370	→ 350	D010 6	
D010 7	脂肪酸分画	450	→ 450	D010 7	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D010 8	先天性代謝異常症検査	1,200	→ 1,200	D010 8	
<b>(免疫学的検査)</b>					
D011	免疫血液学的検査			D011	
D011 1	ABO血液型	21	→ 21	D011 1	
D011 1	Rh(D)血液型	21	→ 21	D011 1	
D011 2	クームス試験			D011 2	
D011 2	イ 直接	30	→ 30	D011 2	
D011 2	ロ 間接	34	→ 34	D011 2	
D011 3	Rh(その他の因子)血液型	160	→ 160	D011 3	
D011 4	赤血球不規則抗体検査	170	→ 170	D011 4	
D011 6	α-D-Nアセチルガラクトサミニルトランスフェラーゼ活性及びα-D-ガラクトシルトランスフェラーゼ活性	210	→ 200	D011 5	
D011 5	PAIgG(血小板関連IgG)	200	→ 210	D011 6	
D011 7	ABO血液型亜型	260	→ 260	D011 7	
D011 8	抗血小板抗体検査	270	→ 270	D011 8	
D012	感染症免疫学的検査			D012	
D012 1	梅毒脂質抗原使用検査(定性)	15	→ 15	D012 1	
D012 1	抗streptリジンO価(ASO価)	15	→ 15	D012 1	
D012 2	トキソプラズマ抗体価測定	27	→ 27	D012 2	
D012 3	抗streptキナーゼ価(ASK価)	29	→ 29	D012 3	
D012 4	TPHA試験(定性)	32	→ 32	D012 4	
D012 4	マイコプラズマ抗体価	32	→ 32	D012 4	
D012 5	抗連鎖球菌多糖体抗体(ASP)	34	→ 34	D012 5	
D012 5	梅毒脂質抗原使用検査(定量)	34	→ 34	D012 5	
D012 6	ツツガムシ抗体価	48	→ -	- -	(削除)
D012 7	TPHA試験(定量)	55	→ 55	D012 6	
D012 8	アデノウイルス抗原	60	→ 60	D012 7	
D012 8	迅速ウレアーゼ試験	60	→ 60	D012 7	
D012 9	ロタウイルス抗原	65	→ 65	D012 8	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D012 8	ヘリコバクター・ピロリ抗体	60	→ 70	D012 9	
D012 10	クラミジア・ニューモニエIgG抗体価精密測定	70	→ 70	D012 9	
D012 11	クラミジア・ニューモニエIgA抗体価精密測定	75	→ 75	D012 10	
D012 10	クロストリジウム・ディフィシル抗原	70	→ 80	D012 11	
D012 11	ウイルス抗体価(1項目あたり)	75	→ 80	D012 11	
D012 12	ヘリコバクター・ピロリ抗体精密測定	80	→ 80	D012 11	
D012 12	百日咳菌抗体価	80	→ 80	D012 11	
D012 13	HTLV-I抗体価	85	→ 85	D012 12	
D012 14	トキソプラズマ抗体価精密測定	95	→ 95	D012 13	
D012 14	トキソプラズマIgM抗体価精密測定	95	→ 95	D012 13	
D012 16	赤痢アメーバ抗体価	120	→ 100	D012 14	
D012 17	抗デオキシリボヌクレアーゼB価(ADNaseB)	130	→ 100	D012 14	
D012 17	抗溶連菌エステラーゼ抗体(ASE)	130	→ 100	D012 14	
D012 16	HIV-1抗体価	120	→ 120	D012 15	
D012 15	抗抗酸菌抗体価精密測定	110	→ 120	D012 15	
D012 16	HIV-1,2抗体価	120	→ 130	D012 16	
D012 17	A群β溶連菌迅速試験	130	→ 140	D012 17	
D012 20	ノイラミニダーゼ	160	→ 140	D012 17	
D012 18	髄液又は尿中肺炎球菌抗原	140	→ 150	D012 18	
D012 18	髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザb型抗原	140	→ 150	D012 18	
D012 18	インフルエンザウイルス抗原精密測定	140	→ 150	D012 18	
D012 18	カンジダ抗原	140	→ 150	D012 18	
D012 18	糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原	140	→ 150	D012 18	
D012 19	RSウイルス抗原精密測定	150	→ 150	D012 18	
D012 19	FTA-ABS試験	150	→ 150	D012 18	
D012 20	D-アラビニトール	160	→ 160	D012 19	
D012 20	抗クラミジア・ニューモニエIgM抗体価精密測定	160	→ 160	D012 19	
D012 20	大腸菌O157LPS抗原精密測定	160	→ 170	D012 20	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D012 21	クラミジアトラコマチス抗原精密測定	170	→ 170	D012 20	
D012 21	アスペルギルス抗原	170	→ 170	D012 20	
D012 21	淋菌同定精密検査	170	→ 180	D012 21	
D012 21	大腸菌O157LPS抗体	170	→ 180	D012 21	
D012 21	単純ヘルペスウイルス特異抗原	170	→ 180	D012 21	
D012 22	マイコプラズマ抗原精密測定(咽頭内)	190	→ 180	D012 21	
D012 22	大腸菌抗原同定検査	190	→ 190	D012 22	
D012 22	クリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原	190	→ 190	D012 22	
D012 22	HTLV-I抗体価精密測定	190	→ 190	D012 22	
D012 23	ブルセラ凝集反応	200	→ 210	D012 23	
D012 23	アデノウイルス抗原精密測定	200	→ 210	D012 23	
D012 23	尿中肺炎球菌莢膜抗原	200	→ 210	D012 23	
D012 25	抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定	220	→ 210	D012 23	
D012 25	レプトスピラ抗体価	220	→ 210	D012 23	
D012 24	ツツガムシ抗体価	210	→ 220	D012 24	(名称の変更)
D012 25	グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定	220	→ 220	D012 24	
D012 25	(1→3) - $\beta$ - D - グルカン	220	→ 220	D012 24	
D012 26	サイトメガロウイルス抗体価精密測定	230	→ 230	D012 25	
D012 26	赤痢アメーバ抗体価精密測定	230	→ 230	D012 25	
D012 26	グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定(1項目あたり)	230	→ 230	D012 25	
D012 26	尿中レジオネラ抗原	230	→ 240	D012 26	
D012 27	上皮細胞中水痘ウイルス抗原精密測定	240	→ 240	D012 26	
D012 28	エンドトキシン定量検査	280	→ 270	D012 27	
D012 28	ボレリア・ブルグドルフェリ抗体価精密測定	280	→ 270	D012 27	
D012 28	HIV-1抗体価精密測定	280	→ 280	D012 28	
D012 28	百日咳菌抗体価精密測定	280	→ 300	D012 29	
D012 29	結核菌群抗原精密測定	290	→ 300	D012 29	
D012 30	ダニ特異IgG抗体価	310	→ 300	D012 29	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D012 31	ワイルフェリックス反応	330	→ 300	D012 29	(削除)
D012 32	ヴィダール反応	350	→ -	- -	
D012 33	HIV-2抗体価精密測定	370	→ 380	D012 30	
D012 34	白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原	400	→ 410	D012 31	
D012 35	HTLV-I抗体価精密測定(ウエスタンブロット法)	440	→ 450	D012 32	
D012 36	HIV抗原精密測定	600	→ 600	D012 33	
D013	肝炎ウイルス関連検査			D013	(削除) (削除) (名称の変更) (名称の変更) (新設)
D013 1	HBs抗原	29	→ 29	D013 1	
D013 2	HBs抗体価	32	→ 32	D013 2	
D013 3	HBs抗原精密測定	95	→ 95	D013 3	
D013 3	HBs抗体価精密測定	95	→ 95	D013 3	
D013 4	HBe抗原精密測定	110	→ 110	D013 4	
D013 4	HBe抗体価精密測定	110	→ 110	D013 4	
D013 5	HCV抗体価精密測定	120	→ 120	D013 5	
D013 5	HCVコア蛋白質測定	120	→ 120	D013 5	
D013 6	HBc抗体価	140	→ -	- -	
D013 6	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	140	→ -	- -	
D013 7	HBc抗体価	150	→ 150	D013 6	
D013 7	IgM-HA抗体価精密測定	150	→ 150	D013 6	
D013 7	HA抗体価精密測定	150	→ 150	D013 6	
D013 7	IgM-HBc抗体価精密測定	150	→ 150	D013 6	
D013 7	HCVコア抗体価精密測定	150	→ 150	D013 6	
D013 8	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	170	→ 170	D013 7	
D013 9	HCV特異抗体価測定による群別判定	240	→ 240	D013 8	
D013	B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量	290	→ 290	D013 9	
D013 10	デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定	330	→ 330	D013 10	
D013 11	HCV特異抗体価精密測定	340	→ 340	D013 11	
D013 注	包括項目:3項目	290	→ 290	D013 注	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D013 注	包括項目:4項目	360	→ 360	D013 注	
D013 注	包括項目:5項目以上	520	→ 520	D013 注	
D014	自己抗体検査			D014	
D014 1	寒冷凝集反応	12	→ 11	D014 1	
D014 2	リウマチ因子スクリーニング	17	→ -	- -	(削除)
D014 3	リウマトイド因子	32	→ 30	D014 2	(名称の変更)
D014 4	甲状腺自己抗体検査	38	→ 37	D014 3	
D014 5	抗ガラクトース欠損IgG抗体	46	→ -	- -	(削除)
D014 6	Donath-Landsteiner試験(寒冷溶血反応)	55	→ 55	D014 4	
D014 7	抗DNA抗体	60	→ -	- -	(削除)
D014 8	LEテスト	70	→ 70	D014 5	(名称の変更)
D014 9	抗核抗体価(蛍光抗体法を除く。)	120	→ 110	D014 6	(名称の変更)
D014 9	インスリン抗体精密測定	120	→ 110	D014 6	
D014 9	抗ガラクトース欠損IgG抗体価	120	→ 120	D014 7	(名称の変更)
D014 9	マトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)精密測定	120	→ 120	D014 7	
D014 9	抗核抗体価(蛍光抗体法)	120	→ 120	D014 7	(名称の変更)
D014 10	抗SS-A/Ro抗体	150	→ -	- -	(削除)
D014 10	抗SS-B/La抗体	150	→ -	- -	(削除)
D014 10	抗Scl-70抗体	150	→ -	- -	(削除)
D014 10	抗Jo-1抗体	150	→ 150	D014 8	
D014 10	甲状腺自己抗体精密測定	150	→ 150	D014 8	
D014 10	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	150	→ 150	D014 8	
D014 10	抗RNP抗体	150	→ 150	D014 8	
D014 11	抗Sm抗体	170	→ 170	D014 9	
D014 11	抗SS-A/Ro抗体	170	→ 170	D014 9	(名称の変更)
D014 11	抗SS-B/La抗体	170	→ 170	D014 9	(名称の変更)
D014 11	抗Scl-70抗体	170	→ 170	D014 9	(名称の変更)
D014 11	C <sub>1</sub> q結合免疫複合体精密測定	170	→ 170	D014 9	



旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D014 12	抗DNA抗体価	180	→ 180	D014 10	(名称の変更)
D014 13	抗セントロメア抗体精密測定	190	→ 190	D014 11	
D014 14	モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定	200	→ 200	D014 12	
D014 15	C <sub>3</sub> d結合免疫複合体精密測定	210	→ 210	D014 13	
D014 15	IgG型リウマチ因子精密測定	210	→ 210	D014 13	
- -	抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定	-	→ 210	D014 13	(新設)
D014 16	抗ミトコンドリア抗体精密測定	230	→ 230	D014 14	
D014 16	抗カルジオリピンβ <sub>2</sub> グリコプロテインI(抗CLβ <sub>2</sub> GP I)複合体抗	230	→ 230	D014 14	
D014 16	抗LKM-1抗体精密測定	230	→ 230	D014 14	
D014 17	抗カルジオリピン抗体精密測定	250	→ 250	D014 15	
D014 17	TSHレセプター抗体精密測定	250	→ 250	D014 15	
D014 18	血清中抗デスマグレイン3抗体	270	→ 270	D014 16	
- -	血清中抗BP180NC16a抗体	-	→ 270	D014 16	(新設)
D014 19	ループスアンチコアグラント	290	→ 290	D014 17	
D014 19	細胞質性抗好中球細胞質抗体価	290	→ 290	D014 17	
D014 19	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)	290	→ 290	D014 17	
D014 19	抗糸球体基底膜抗体精密測定	290	→ 290	D014 17	
D014 20	血清中抗デスマグレイン1抗体	300	→ 300	D014 18	
D014 21	TSH刺激性レセプター抗体(TSAb)精密測定	330	→ 350	D014 19	
- -	抗GM1IgG抗体	-	→ 460	D014 20	(新設)
- -	抗GQ1bIgG抗体	-	→ 460	D014 20	(新設)
D014 22	抗アセチルコリンレセプター抗体価	940	→ 900	D014 21	
- -	グルタミン受容体自己抗体	-	→ 1,000	D014 22	(新設)
D014 注	包括項目:2項目	320	→ 320	D014 注	
D014 注	包括項目:3項目以上	490	→ 490	D014 注	
D015	血漿蛋白免疫学的検査			D015	
D015 1	C反応性蛋白(CRP)定性	17	→ 16	D015 1	
D015 1	C反応性蛋白(CRP)定量	17	→ 16	D015 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D015 2	赤血球コプロポルフィリン定性	30	→ 30	D015 2	
D015 2	G-6-Pase	30	→ 30	D015 2	
D015 3	G-6-PDH定性	34	→ 34	D015 3	
D015 3	赤血球プロトポルフィリン定性	34	→ 34	D015 3	
D015 4	血清補体価(CH50)	38	→ 38	D015 4	
D015 4	免疫グロブリン	38	→ 38	D015 4	
D015 5	$\alpha_1$ -酸性糖蛋白測定	42	→ -	- -	(削除)
D015 5	クリオグロブリン	42	→ 42	D015 5	
D015 6	血清アミロイドA(SAA)蛋白精密測定	48	→ 48	D015 6	
D015 7	トランスフェリン	60	→ 60	D015 7	
D015 8	補体蛋白(C <sub>3</sub> )	75	→ 70	D015 8	
D015 8	補体蛋白(C <sub>4</sub> )	75	→ 70	D015 8	
D015 9	セルロプラスミン	95	→ 90	D015 9	
D015 10	非特異的IgE	110	→ 100	D015 10	
D015 10	特異的IgE	110	→ 110	D015 11	
D015 11	$\beta_2$ -マイクログロブリン( $\beta_2$ -m)	120	→ 115	D015 12	
D015 11	プレアルブミン	120	→ 115	D015 12	
D015 11	レチノール結合蛋白(RBP)	120	→ -	- -	(削除)
D015 12	レチノール結合蛋白(RBP)	140	→ 140	D015 13	(名称の変更)
D015 13	$\alpha_1$ -マイクログロブリン	150	→ 150	D015 14	
D015 13	ハプトグロビン(型補正を含む。)	150	→ 150	D015 14	
D015 14	$\alpha_1$ -酸性糖蛋白精密測定	160	→ -	- -	(削除)
D015 15	C <sub>3</sub> プロアクチベータ	170	→ 160	D015 15	
D015 16	アレルギー刺激性遊離ヒスタミン(HRT)測定	180	→ 170	D015 16	
D015 16	ヘモペキシン	180	→ 180	D015 17	
D015 17	血中APRスコア	200	→ 200	D015 18	
D015 17	アトピー鑑別試験	200	→ 200	D015 18	
D015 18	頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン	210	→ 210	D015 19	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D015 19	尿蛋白免疫電気泳動	220	→ 220	D015 20	
D015 20	免疫電気泳動法(同一検体に対し一連につき)	240	→ 240	D015 21	
D015 21	C <sub>1</sub> インアクチベータ	290	→ 290	D015 22	
D015 22	免疫グロブリンL鎖 κ / λ 比	340	→ 340	D015 23	
D015 23	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロノン γ 測定	410	→ 420	D015 24	
D016	細胞機能検査			D016	
D016 1	表面免疫グロブリン測定検査(一連につき)	170	→ 170	D016 1	
D016 2	顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	200	→ 200	D016 2	
D016 3	フローサイトメトリー法によるT細胞・B細胞百分率検査	210	→ 210	D016 3	
D016 4	モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査(一連につき)	220	→ 220	D016 4	
D016 5	顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	230	→ 220	D016 4	
D016 6	フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査	290	→ 290	D016 5	
D016 6	リンパ球幼若化検査(一連につき)	290	→ 290	D016 5	
<b>(微生物学的検査)</b>					
D017	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査			D017	
D017 1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	29	→ 32	D017 1	
D017 2	保温装置使用のアメーバ検査	38	→ 45	D017 2	
D017 3	その他のもの	17	→ 25	D017 3	
D018	細菌培養同定検査			D018	
D018 1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	120	→ 130	D018 1	
D018 2	消化管からの検体	120	→ 130	D018 2	
D018 2	血液又は穿刺液	120	→ 130	D018 2	
D018 3	泌尿器又は生殖器からの検体	110	→ 120	D018 3	
D018 4	その他の部位からの検体	95	→ 110	D018 4	
D018 5	簡易培養検査	50	→ 55	D018 5	
D018 注	嫌気性培養加算	65	→ 70	D018 注	
D019 1	細菌薬剤感受性検査			D019	
D019 1	1菌種	110	→ 130	D019 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D019 2	2菌種	150	→ 170	D019 2	
D019 3	3菌種以上	200	→ 220	D019 3	
D019-2	酵母様真菌薬剤感受性検査	110	→ 120	D019-2	
D020	抗酸菌分離培養検査			D020	
D020 1	抗酸菌分離培養検査1	130	→ 150	D020 1	
D020 2	抗酸菌分離培養検査2	120	→ 140	D020 2	
D021	抗酸菌同定検査(種目数にかかわらず一連につき)		→ 280	D021	(名称の変更)
D021 1	ナイアシンテスト	85	→ -	- -	(削除)
D021 2	その他の同定検査(種目数にかかわらず一連につき)	240	→ ↑	D021 -	(項目の見直し)
D022	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)			D022	
D022 1	3薬剤以下	190	→ 200	D022 1	
D022 2	4薬剤以上	210	→ 230	D022 2	
D023	微生物核酸同定・定量検査			D023	
D023 1	白血球中細菌核酸同定検査(1菌種あたり)	130	→ 130	D023 1	
D023 2	淋菌核酸同定精密検査	200	→ -	- -	(削除)
D023 2	クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査	200	→ -	- -	(削除)
D023 3	淋菌核酸同定検査	210	→ 210	D023 2	(名称の変更)
D023 3	クラミジアトラコマチス核酸同定検査	210	→ 210	D023 2	(名称の変更)
D023 4	HBV核酸同定精密測定	290	→ -	- -	(削除)
D023 4	HBV核酸定量検査	290	→ 290	D023 3	(名称の変更)
D023 5	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査	300	→ 300	D023 4	
D023 6	DNAポリメラーゼ	330	→ 310	D023 5	
D023 7	HCV核酸同定検査	360	→ 360	D023 6	
D023 8	抗酸菌群核酸同定精密検査	380	→ 410	D023 7	
D023 9	結核菌群核酸増幅同定検査	400	→ 410	D023 7	
D023 10	マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定精密検査	420	→ 430	D023 8	
D023 11	HIV-I核酸同定検査	430	→ -	- -	(削除)
D023 12	HCV核酸定量検査	440	→ 450	D023 9	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D023 13	血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査	450	→ 450	D023 9	(名称の変更)
D023 14	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査	470	→ 450	D023 9	
D023 15	SARSコロナウイルス核酸増幅検査	480	→ 450	D023 9	
D023 16	HIV-I 核酸定量検査	510	→ 520	D023 10	
D023 16	注 濃縮前処理加算	130	→ 130	D023 10	
D023 17	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査	550	→ 550	D023 11	
D023 18	HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査	6,000	→ 6,000	D023 12	
D023-2	その他の微生物学的検査			D023-2	
D023-2 1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')	55	→ 55	D023-2 1	
D023-2 2	尿素呼気試験	60	→ 70	D023-2 2	
D023-2 3	腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査	160	→ 150	D023-2 3	
D023-2 4	大腸菌ベロトキシン検出検査	190	→ 200	D023-2 4	
D024	動物使用検査	170	→ 170	D024	
<b>(基本的検体検査実施料)</b>					
D025	基本的検体検査実施料(1日につき)			D025	
D025 1	基本的検体検査実施料(4週間以内)	140	→ 140	D025 1	
D025 2	基本的検体検査実施料(4週間超え)	110	→ 110	D025 2	
<b>第2款 検体検査判断料</b>					
D026	検体検査判断料			D026	
D026 1	尿・糞便等検査判断料	34	→ 34	D026 1	
D026 2	血液学的検査判断料	135	→ 125	D026 2	
D026 3	生化学的検査(I)判断料	155	→ 144	D026 3	
D026 4	生化学的検査(II)判断料	135	→ 144	D026 4	
D026 5	免疫学的検査判断料	144	→ 144	D026 5	
D026 6	微生物学的検査判断料	150	→ 150	D026 6	
D026 注	検体検査管理加算(I)	40	→ 40	D026 注	
D026 注	検体検査管理加算(II)	-	→ 100	D026 注	
D026 注	検体検査管理加算(III)	300	→ 300	D026 注	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D027	基本的検体検査判断料	630	→ 604	D027	
<b>第3節 生体検査料</b>					
<b>(呼吸循環機能検査等)</b>					
D200	スパイログラフイー等検査			D200	
D200 1	肺気量分画測定(安静換気量測定、最大換気量測定を含む。)	80	→ 80	D200 1	
D200 2	フローボリュームカーブ(強制呼出曲線を含む。)	80	→ 80	D200 2	
D200 3	機能的残気量測定	130	→ 130	D200 3	
D200 4	呼気ガス分析	100	→ 100	D200 4	
D200 5	左右別肺機能検査	1,010	→ 1,010	D200 5	
D201	換気力学的検査			D201	
D201 1	呼吸抵抗測定	70	→ 70	D201 1	
D201 2	コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布検査	135	→ 135	D201 2	
D202	肺内ガス分布			D202	
D202 1	指標ガス洗い出し検査	135	→ 135	D202 1	
D202 2	クロージングボリューム測定	135	→ 135	D202 2	
D203	肺胞機能検査			D203	
D203 1	肺拡散能力検査	135	→ 135	D203 1	
D203 2	死腔量測定、肺内シャント検査	135	→ 135	D203 2	
D204	基礎代謝測定	85	→ 85	D204	
D205	呼吸機能検査等判断料	140	→ 140	D205	
D206	心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)			D206	
D206 1	右心カテーテル	3,600	→ 3,600	D206 1	
D206 2	左心カテーテル	4,000	→ 4,000	D206 2	
D207	体液量等測定			D207	
D207 1	体液量測定	60	→ 60	D207 1	
D207 1	細胞外液量測定	60	→ 60	D207 1	
D207 2	血流量測定	100	→ 100	D207 2	
D207 2	皮弁血流検査	100	→ 100	D207 2	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D207 2	循環血流量測定(色素希釈法によるもの)	100	→ 100	D207 2	
D207 2	電子授受式発消色性インジケータ使用皮膚表面温度測定	100	→ 100	D207 2	
D207 2	血管伸展性検査	100	→ 100	D207 2	
D207 3	心拍出量測定	150	→ 150	D207 3	
D207 3	循環時間測定	150	→ 150	D207 3	
D207 3	循環血液量測定(色素希釈法以外によるもの)	150	→ 150	D207 3	
D207 3	脳循環測定(色素希釈法によるもの)	150	→ 150	D207 3	
D207 4	脳循環測定(笑気法によるもの)	1,350	→ 1,350	D207 4	
D208	心電図検査			D208	
D208 1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	150	→ 130	D208 1	
D208 2	ベクトル心電図	150	→ 150	D208 2	
D208 2	体表ヒス束心電図	150	→ 150	D208 2	
D208 3	携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査	150	→ 150	D208 3	
D208 4	バリスタカルジオグラフ	90	→ 90	D208 4	
D208 5	その他(6誘導以上)	90	→ 90	D208 5	
D209	負荷心電図検査			D209	
D209 1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	320	→ 320	D209 1	
D209 2	その他(6誘導以上)	190	→ 190	D209 2	
D210	ホルター型心電図検査(解析料を含む。)			D210	
D210 1	30分又はその端数を増すごとに	90	→ 90	D210 1	
D210 2	8時間を超えた場合	1,500	→ 1,500	D210 2	
D210-2	体表面心電図、心外膜興奮伝播図	1,500	→ 1,500	D210-2	
D211	トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査	700	→ 800	D211	
D212	リアルタイム解析型心電図	500	→ 500	D212	
D212-2	携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査	500	→ 500	D212-2	
D213	心音図検査	150	→ 150	D213	
D214	脈波図、心機図、ポリグラフ検査			D214	
D214 1	脈波図、心機図、ポリグラフ検査実施料			D214 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D214 1	イ 2誘導	100	→ 80	D214 1	
D214 1	ロ 3から4誘導	150	→ 130	D214 1	
D214 1	ハ 5から6誘導	210	→ 180	D214 1	
D214 1	ニ 7誘導以上	260	→ 220	D214 1	
D214-2	エレクトロキモグラフ	260	→ 260	D214-2	
<b>(超音波検査等)</b>					
D215	超音波検査(記録に要する費用を含む。)			D215	
D215 1	Aモード法	150	→ 150	D215 1	
D215 2	断層撮影法			D215 2	
D215 2	イ 胸腹部	530	→ 530	D215 2	
D215 2	ロ その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)	350	→ 350	D215 2	
D215 3	UCG			D215 3	
D215 3	イ 断層撮影法及びMモード法による検査	780	→ 880	D215 3	
D215 3	ロ Mモード法のみによる検査	400	→ 500	D215 3	
D215 3	ハ 経食道的超音波法	800	→ 1,500	D215 3	
D215 4	ドプラ法(1日につき)			D215 4	
D215 4	イ 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20	→ 20	D215 4	
D215 4	ロ 脳動脈血流速度連続測定	150	→ 150	D215 4	
D215 4	ハ 脳動脈血流速度マッピング法	400	→ 400	D215 4	
D215 5	血管内超音波法	3,600	→ 3,600	D215 5	
D215 注	造影剤使用加算	-	→ 150	D215 注	(新規)
D215 注	パルスドプラ法加算	200	→ 200	D215 注	
D216	サーモグラフィー検査(記録に要する費用を含む。)	200	→ 200	D216	
D216 注	負荷検査加算	100	→ 100	D216 注	
D216-2	残尿測定検査	50	→ 50	D216-2	
D217	骨塩定量検査			D217	
D217 1	DEXA法による腰椎撮影	360	→ 360	D217 1	
D217 2	MD法	140	→ 140	D217 2	



旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D217 2	SEXA法等	140	→ 140	D217 2	
D217 3	超音波法	80	→ 80	D217 3	
<b>(監視装置による諸検査)</b>					
D218	分娩監視装置による諸検査			D218	
D218 1	1時間以内の場合	400	→ 400	D218 1	
D218 2	1時間を超え1時間30分以内の場合	550	→ 550	D218 2	
D218 3	1時間30分を超えた場合	700	→ 700	D218 3	
D219	ノンストレステスト(一連につき)	200	→ 200	D219	
D220	呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視装置、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープ			D220	
D220 1	1時間以内又は1時間につき	50	→ 50	D220 1	
D220 2	3時間を超えた場合(1日につき)			D220 2	
D220 2	イ 7日以内の場合	150	→ 150	D220 2	
D220 2	ロ 7日を超え14日以内の場合	130	→ 130	D220 2	
D220 2	ハ 14日を超えた場合	50	→ 50	D220 2	
D221	削除			D221	
D222	経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定			D222	
D222 1	1時間以内又は1時間につき	100	→ 100	D222 1	
D222 2	5時間を超えた場合(1日につき)	600	→ 600	D222 2	
D223	経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき)	30	→ 30	D223	
D223-2	終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(1連につき)	100	→ 100	D223-2	
D224	終末呼気炭酸ガス濃度測定(1日につき)	100	→ 100	D224	
D225	観血的動脈圧測定(カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。)			D225	
D225 1	1時間以内の場合	130	→ 130	D225 1	
D225 2	1時間を超えた場合(1日につき)	260	→ 260	D225 2	
D225-2	非観血的連続血圧測定(1日につき)	100	→ 100	D225-2	
- -	24時間自由行動下血圧測定	-	→ 200	D225-3	(新設)
D226	中心静脈圧測定(1日につき)			D226	
D226 1	4回以下の場合	100	→ 100	D226 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D226 2	5回以上の場合	200	→ 200	D226 2	
D227	頭蓋内圧持続測定			D227	
D227 1	1時間以内又は1時間につき	100	→ 100	D227 1	
D227 2	3時間を超えた場合(1日につき)	400	→ 400	D227 2	
D228	深部体温計による深部体温測定(1日につき)	100	→ 100	D228	
D229	前額部、胸部、手掌部、足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察(1日につき)	100	→ 100	D229	
D230	観血的肺動脈圧測定			D230	
D230 1	1時間以内又は1時間につき	150	→ 150	D230 1	
D230 2	2時間を超えた場合(1日につき)	450	→ 450	D230 2	
D231	人工臓腑(一連につき)	5,000	→ 5,000	D231	
D232	食道内圧測定検査	650	→ 650	D232	
D233	直腸肛門機能検査			D233	
D233 1	1項目行った場合	800	→ 800	D233 1	
D233 2	2項目以上行った場合	1,200	→ 1,200	D233 2	
D234	胃・食道内24時間pH測定	1,000	→ 1,000	D234	
<b>(脳波検査等)</b>					
D235	脳波検査(過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。)	400	→ 500	D235	
D235 注	睡眠賦活検査又は薬物賦活検査加算	250	→ 250	D235 注	
D235-2	長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)	400	→ 400	D235-2	
D236	脳誘発電位検査(脳波検査を含む。)			D236	
D236 1	体性感覚誘発電位	670	→ 670	D236 1	
D236 2	視覚誘発電位	670	→ 670	D236 2	
D236 3	聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査	670	→ 670	D236 3	
D236-2	光トポグラフィー	670	→ 670	D236-2	
D236-3	神経磁気診断	5,000	→ 5,000	D236-3	
D237	終夜睡眠ポリグラフィー			D237	
D237 1	携帯用装置を使用した場合	720	→ 720	D237 1	
D237 2	1以外の場合	3,300	→ 3,300	D237 2	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
- -	反復睡眠潜時試験(MSLT)	-	→ 5,000	D237-2	(新設)
D238	脳波検査判断料	140	→ 140	D238	
<b>(神経・筋肉検査)</b>					
D239	筋電図検査			D239	
D239 1	筋電図(1肢につき(針電極にあつては1筋につき))	200	→ 200	D239 1	
D239 2	誘発筋電図(神経伝導速度測定を含む。)(一連につき)	250	→ 250	D239 2	
D239 3	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)	400	→ 400	D239 3	
D239-2	電流知覚閾値測定(一連につき)	200	→ 200	D239-2	
- -	神経学的検査	-	→ 300	D239-3	(新設)
D240	神経・筋負荷テスト			D240	
D240 1	テンシロンテスト(ワグスチグミン眼筋力テストを含む。)	130	→ 130	D240 1	
D240 2	瞳孔薬物負荷テスト	130	→ 130	D240 2	
D240 3	乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)	200	→ 200	D240 3	
D241	神経・筋検査判断料	140	→ 140	D241	
D242	尿水力学的検査			D242	
D242 1	膀胱内圧測定	260	→ 260	D242 1	
D242 2	尿道圧測定図	260	→ 260	D242 2	
D242 3	尿流測定	205	→ 205	D242 3	
D242 4	括約筋筋電図	310	→ 310	D242 4	
<b>(耳鼻咽喉科学的検査)</b>					
D243	削除			D243	
D244	自覚的聴力検査			D244	
D244 1	標準純音聴力検査	400	→ 400	D244 1	
D244 1	自記オーディオメーターによる聴力検査	400	→ 400	D244 1	
D244 2	標準語音聴力検査	400	→ 400	D244 2	
D244 2	ことばのききとり検査	400	→ 400	D244 2	
D244 3	簡易聴力検査			D244 3	
D244 3	イ 気導純音聴力検査	110	→ 110	D244 3	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D244 3	ロ その他(種目数にかかわらず一連につき)	40	→ 40	D244 3	
D244 4	後迷路機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400	→ 400	D244 4	
D244 5	内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400	→ 400	D244 5	
D244 5	耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)	400	→ 400	D244 5	
D244 6	中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	100	→ 150	D244 6	
D244-2	補聴器適合検査			D244-2	
D244-2 1	1回目	1,300	→ 1,300	D244-2 1	
D244-2 2	2回目以降	700	→ 700	D244-2 2	
D245	鼻腔通気度検査	300	→ 300	D245	
D246	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100	→ 100	D246	
D247	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査			D247	
D247 1	鼓膜音響インピーダンス検査	300	→ 300	D247 1	
D247 2	チンパノメトリー	350	→ 350	D247 2	
D247 3	耳小骨筋反射検査	450	→ 450	D247 3	
D247 4	遊戯聴力検査	450	→ 450	D247 4	
D247 5	耳音響放射(OAE)検査			D247 5	
D247 5	イ 自発耳音響放射(SOAE)	100	→ 100	D247 5	
D247 5	ロ その他の場合	300	→ 300	D247 5	
D248	耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450	→ 450	D248	
D249	蝸電図	750	→ 750	D249	
D250	平衡機能検査			D250	
D250 1	標準検査(一連につき)	20	→ 20	D250 1	
D250 3	刺激又は負荷を加える特殊検査(1種目につき)	120	→ 120	D250 2	
D250 2	頭位及び頭位変換眼振検査	100	→ 150	D250 3	
D250 4	電気眼振図(誘導数にかかわらず一連につき)			D250 4	
D250 4	イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400	→ 400	D250 4	
D250 4	ロ その他の場合	260	→ 260	D250 4	
D250 5	重心動揺計	250	→ 250	D250 5	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D250 5	下肢加重検査	250	→ 250	D250 5	
D250 5	フォースプレート分析	250	→ 250	D250 5	
D250 5	動作分析検査	250	→ 250	D250 5	
D251	音声言語医学的検査			D251	
D251 1	喉頭ストロボスコーピー	450	→ 450	D251 1	
D251 2	音響分析	450	→ 450	D251 2	
D251 3	音声機能検査	450	→ 450	D251 3	
D252	扁桃マッサージ法	40	→ 40	D252	
D253	嗅覚検査			D253	
D253 1	基準嗅覚検査	450	→ 450	D253 1	
D253 2	静脈性嗅覚検査	30	→ 40	D253 2	
D254	電気味覚検査(一連につき)	250	→ 300	D254	
<b>(眼科学的検査)</b>					
D255	精密眼底検査(片側)	56	→ 56	D255	
D255-2	汎網膜硝子体検査(片側)	150	→ 150	D255-2	
D256	眼底カメラ撮影			D256	
D256 1	通常の方法の場合	56	→ 56	D256 1	
D256 2	蛍光眼底法の場合	400	→ 400	D256 2	
- -	眼底三次元画像解析	-	→ 200	D256-2	(新設)
D257	細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)	92	→ 112	D257	
D258	網膜電位図(ERG)	230	→ 230	D258	
D259	精密視野検査(片側)	38	→ 38	D259	
D260	量的視野検査(片側)			D260	
D260 1	動的量的視野検査	195	→ 195	D260 1	
D260 2	静的量的視野検査	300	→ 300	D260 2	
D261	屈折検査	74	→ 74	D261	
D262	調節検査	74	→ 74	D262	
D263	矯正視力検査	-	→ -	D263	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D263 1	眼鏡処方せんの交付を行う場合	74	→ 74	D263 1	
D263 2	1以外の場合	74	→ 74	D263 2	
D264	精密眼圧測定	85	→ 85	D264	
D264 注	水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定加算	55	→ 55	D264 注	
D265	角膜曲率半径計測	89	→ 89	D265	
D265-2	角膜形状解析検査	110	→ 110	D265-2	
D266	光覚検査	42	→ 42	D266	
D267	色覚検査			D267	
D267 1	アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合	60	→ 60	D267 1	
D267 2	1以外の場合	38	→ 38	D267 2	
D268	眼筋機能精密検査及び輻輳検査	38	→ 38	D268	
D269	眼球突出度測定	38	→ 38	D269	
D270	削除				
D271	角膜知覚計検査	38	→ 38	D271	
D272	両眼視機能精密検査	38	→ 38	D272	
D272	立体視検査(三杆法、ステレオテスト法による)	38	→ 38	D272	
D272	網膜対応検査(残像法、バゴリニ線條試験による)	38	→ 38	D272	
D273	細隙燈頭微鏡検査(前眼部)	38	→ 48	D273	
D274	前房隅角検査	38	→ 38	D274	
D275	圧迫隅角検査	76	→ 76	D275	
D276	網膜中心血管圧測定			D276	
D276 1	簡単なもの	42	→ 42	D276 1	
D276 2	複雑なもの	100	→ 100	D276 2	
D277	涙液分泌機能検査	38	→ 38	D277	
D277	涙管通水・通色素検査	38	→ 38	D277	
D278	眼球電位図(EOG)	260	→ 260	D278	
D279	角膜内皮細胞頭微鏡検査	160	→ 160	D279	
D280	レーザー前房蛋白細胞数検査	160	→ 160	D280	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D281	瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)	160	→ 160	D281	
D282	中心フリッカー試験	38	→ 38	D282	
D282-2	PL (Preferential Looking) 法	100	→ 100	D282-2	
D282-3	コンタクトレンズ検査料			D282-3	
D282-3 1	コンタクトレンズ検査料1	—	→ 200	D282-3 1	
D282-3 1	ア 初回装用者の場合	387	→ —	— —	(削除)
D282-3 1	イ 既装用者の場合	112	→ —	— —	(削除)
D282-3 2	コンタクトレンズ検査料2		→ 56	D282-3 2	
D282-3 2	ア 初回装用者の場合	193	→ —	— —	(削除)
D282-3 2	イ 既装用者の場合	56	→ —	— —	(削除)
<b>(皮膚科学的検査)</b>					
D282-4	ダーモスコピー	12	→ 72	D282-4	
<b>(臨床心理・神経心理検査)</b>					
D283	発達及び知能検査			D283	
D283 1	操作が容易なもの	80	→ 80	D283 1	
D283 2	操作が複雑なもの	280	→ 280	D283 2	
D284	人格検査			D284	
D284 1	操作が容易なもの	80	→ 80	D284 1	
D284 2	操作が複雑なもの	280	→ 280	D284 2	
D284 3	操作と処理が極めて複雑なもの	450	→ 450	D284 3	
D285	認知機能検査その他の心理検査			D285	
D285 1	操作が容易なもの	80	→ 80	D285 1	
D285 2	操作が複雑なもの	280	→ 280	D285 2	
D285 3	操作と処理が極めて複雑なもの	450	→ 450	D285 3	
<b>(負荷試験等)</b>					
D286	肝及び腎のクリアランステスト	150	→ 150	D286	
D287	内分泌負荷試験			D287	
D287 1	下垂体前葉負荷試験			D287 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D287 1	イ 成長ホルモン(GH)(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 1	
D287 1	ロ ギナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回)	1,600	→ 1,600	D287 1	
D287 1	ハ 甲状腺刺激ホルモン(TSH)(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 1	
D287 1	ニ プロラクチン(PRL)(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 1	
D287 1	ホ 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 1	
D287 2	下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 2	
D287 3	甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 3	
D287 4	副甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 4	
D287 5	副腎皮質負荷試験			D287 5	
D287 5	イ 鈣質コルチコイド(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 5	
D287 5	ロ 糖質コルチコイド(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 5	
D287 6	性腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 6	
D288	糖負荷試験			D288	
D288 1	常用負荷試験(血糖、尿糖検査を含む。)	200	→ 200	D288 1	
D288 2	耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験	900	→ 900	D288 2	
D289	その他の機能テスト			D289	
D289 1	脾機能テスト(PFDテスト)	100	→ 100	D289 1	
D289 2	肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)	100	→ 100	D289 2	
D289 2	ビリルビン負荷試験	100	→ 100	D289 2	
D289 2	馬尿酸合成試験	100	→ 100	D289 2	
D289 2	フィッシュバーグ	100	→ 100	D289 2	
D289 2	水利尿試験	100	→ 100	D289 2	
D289 2	アジスカウント(Addis尿沈渣定量検査)	100	→ 100	D289 2	
D289 2	モーゼンタール法	100	→ 100	D289 2	
D289 2	キシローゼ試験	100	→ 100	D289 2	
D289 2	ヨードカリ試験	100	→ 100	D289 2	
D289 3	胆道機能テスト	700	→ 700	D289 3	
D289 3	胃液分泌刺激テスト	700	→ 700	D289 3	



旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D289 4	セクレチン試験	3,000	→ 3,000	D289 4	
D290	卵管通気・通水・通色素検査	100	→ 100	D290	
D290	ルビンテスト	100	→ 100	D290	
- -	尿失禁定量テスト(パッドテスト)	-	→ 100	D290-2	(新設)
D291	皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光貼布試験、最小紅斑量(MED)測定			D291	
D291 1	21箇所以内の場合(1箇所につき)	16	→ 16	D291 1	
D291 2	22箇所以上の場合(一連につき)	350	→ 350	D291 2	
D291-2	小児食物アレルギー負荷検査	1,000	→ 1,000	D291-2	
<b>(ラジオアイソトープを用いた諸検査)</b>					
D292	体外からの計測によらない諸検査			D292	
D292 1	循環血液量測定	480	→ 480	D292 1	
D292 1	血漿量測定	480	→ 480	D292 1	
D292 2	血球量測定	800	→ 800	D292 2	
D292 3	吸収機能検査	1,550	→ 1,550	D292 3	
D292 3	赤血球寿命測定	1,550	→ 1,550	D292 3	
D292 4	造血機能検査	2,600	→ 2,600	D292 4	
D292 4	血小板寿命測定	2,600	→ 2,600	D292 4	
D293	シンチグラム(画像を伴わないもの)			D293	
D293 1	甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)	365	→ 365	D293 1	
D293 2	レノグラム	575	→ 575	D293 2	
D293 2	肝血流量(ヘパトグラム)	575	→ 575	D293 2	
D293 3	心機能検査(心拍出量測定を含む。)	990	→ 990	D293 3	
D293 4	肺局所機能検査	1,820	→ 1,820	D293 4	
D293 4	脳局所血流検査	1,820	→ 1,820	D293 4	
D294	ラジオアイソトープ検査判断料	110	→ 110	D294	
<b>(内視鏡検査)</b>					
D295	関節鏡検査(片側)	600	→ 600	D295	
D296	喉頭直達鏡検査	190	→ 190	D296	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D296-2	鼻咽腔直達鏡検査	220	→ 220	D296-2	
D297	削除			D297	
D298	嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）	620	→ 620	D298	
D299	喉頭ファイバースコープ	620	→ 620	D299	
D300	中耳ファイバースコープ	240	→ 240	D300	
D300-2	顎関節鏡検査（片側）	1,000	→ 1,000	D300-2	
D301	気管支鏡検査	500	→ 500	D301	
D301	気管支カメラ	500	→ 500	D301	
D302	気管支ファイバースコープ	1,500	→ 1,500	D302	
D303	胸腔鏡検査	6,000	→ 6,000	D303	
D304	縦隔鏡検査	7,000	→ 7,000	D304	
D305	食道鏡検査	400	→ 400	D305	
D305	食道カメラ	400	→ 400	D305	
D306	食道ファイバースコープ	800	→ 800	D306	
D306 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D306 注	
D307	胃鏡検査	500	→ 500	D307	
D307	ガストロカメラ	500	→ 500	D307	
D308	胃・十二指腸ファイバースコープ	1,140	→ 1,140	D308	
D308 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D308 注	
D308 注	胆管・膵管造影法を行った場合の加算	600	→ 600	D308 注	
D308 注	胆管・膵管鏡を用いて行った場合の加算	600	→ 600	D308 注	
D309	胆道ファイバースコープ	1,400	→ 1,400	D309	
D310	小腸ファイバースコープ	1,700	→ -	D310	
-	ダブルバルーン内視鏡によるもの	-	→ 2,000	D310 1	（新設）
-	カプセル型内視鏡によるもの	-	→ 1,700	D310 2	（新設）
-	その他のもの	-	→ 1,700	D310 3	（新設）
D310 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D310 注	
D311	直腸鏡検査	300	→ 300	D311	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
- -	肛門鏡検査	-	→ 200	D311-2	(新設)
D312	直腸ファイバースコープ	550	→ 550	D312	
D312 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D312 注	
D313	大腸ファイバースコープ			D313	
D313 1	S状結腸	900	→ 900	D313 1	
D313 2	下行結腸及び横行結腸	1,350	→ 1,350	D313 2	
D313 3	上行結腸及び盲腸	1,550	→ 1,550	D313 3	
D313 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D313 注	
D314	腹腔鏡検査	1,800	→ 1,800	D314	
D315	腹腔ファイバースコープ	1,800	→ 1,800	D315	
D316	クルドスコープ	400	→ 400	D316	
D317	膀胱尿道ファイバースコープ	900	→ 900	D317	
D318	尿管カテーテル法(ファイバースコープによるもの(膀胱尿道ファイバースコープを含む。))(両側)	1,000	→ 1,000	D318	
D319	腎盂尿管ファイバースコープ(片側)	1,500	→ 1,500	D319	
D320	ヒステロスコープ	220	→ 220	D320	
D321	コルポスコープ	150	→ 150	D321	
D322	子宮ファイバースコープ	800	→ 800	D322	
D323	乳管鏡検査	800	→ 800	D323	
D324	血管内視鏡検査	1,700	→ 1,700	D324	
D325	肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法	3,600	→ 3,600	D325	
<b>第4節 診断穿刺・検体採取料</b>					
D400	血液採取(1日につき)			D400	
D400 1	静脈	12	→ 11	D400 1	
D400 2	その他	6	→ 6	D400 2	
D400 注	乳幼児加算	14	→ 14	D400 注	
D401	脳室穿刺	300	→ 500	D401	
D401 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D401 注	
D402	後頭下穿刺	220	→ 300	D402	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D402 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D402 注	
D403	腰椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	140	→ 150	D403	
D403	胸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	140	→ 150	D403	
D403	頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	140	→ 150	D403	
D403 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D403 注	
D404	骨髄穿刺			D404	
D404 1	胸骨	80	→ 130	D404 1	
D404 2	その他	90	→ 150	D404 2	
D404 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D404 注	
D405	関節穿刺(片側)	80	→ 100	D405	
D405 注	3歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D405 注	
D406	上顎洞穿刺(片側)	50	→ 60	D406	
D406	扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側)	50	→ 180	D406-2	
D407	腎嚢胞又は水腎症穿刺	230	→ 240	D407	
D407 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D407 注	
D408	ダグラス窩穿刺	230	→ 240	D408	
D409	リンパ節等穿刺又は針生検	120	→ 200	D409	
D410	乳腺穿刺又は針生検(片側)	120	→ 200	D410	
D411	甲状腺穿刺又は針生検	130	→ 150	D411	
D412	経皮的針生検法(透視、心電図検査及び超音波検査を含む。)	1,450	→ 1,600	D412	
D413	前立腺針生検法	1,200	→ 1,400	D413	
D414	内視鏡下生検法(1臓器につき)	300	→ 310	D414	
D415	経気管肺生検法	3,100	→ 3,300	D415	
D416	臓器穿刺、組織採取			D416	
D416 1	開胸によるもの	6,700	→ 9,070	D416 1	
D416 2	開腹によるもの(腎を含む。)	4,100	→ 5,550	D416 2	
D416 注	6歳未満の乳幼児加算	2,000	→ 2,000	D416 注	
D417	組織試験採取、切採法			D417	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D417 1	皮膚、筋肉(皮下、筋膜、腱、腱鞘を含む。)	465	→ 500	D417 1	(新規)
D417 2	骨、骨盤、脊椎	2,160	→ 2,300	D417 2	
D417 3	眼			D417 3	
D417 3	イ 後眼部	620	→ 650	D417 3	
D417 3	ロ 前眼部、その他	310	→ 350	D417 3	
D417 4	耳	380	→ 400	D417 4	
D417 5	鼻、副鼻腔	360	→ 400	D417 5	
D417 6	口腔	400	→ 400	D417 6	
D417 7	咽頭、喉頭	620	→ 650	D417 7	
D417 8	甲状腺	620	→ 650	D417 8	
D417 9	乳腺	620	→ 650	D417 9	
D417 10	直腸	620	→ 650	D417 10	
D417 11	精巣(睾丸)、精巣上体(副睾丸)	360	→ 400	D417 11	
D417 12	末梢神経		→ 620	D417 12	
D417 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D417 注	
D418	子宮腔部等よりの検体採取			D418	
D418 1	子宮頸管粘液採取	30	→ 40	D418 1	
D418 2	子宮腔部組織採取	180	→ 200	D418 2	
D418 3	子宮内膜組織採取	350	→ 370	D418 3	
D419	その他の検体採取			D419	
D419 1	胃液・十二指腸液採取(一連につき)	120	→ 180	D419 1	
D419 2	胸水・腹水採取(簡単な液検査を含む。)	110	→ 180	D419 2	
D419 3	動脈血採取(1日につき)	40	→ 50	D419 3	

別表2

## 第3部 検査（名称を変更する項目）

旧区分番号	旧検査項目名	新区分番号	新検査項目名
D003 7	ヘモグロビン	D003 6	ヘモグロビン定性
D003 9	ヘモグロビン精密測定	D003 8	ヘモグロビン定量
D003 11	ヘモグロビン及びトランスフェリン精密測定	D003 9	ヘモグロビン及びトランスフェリン
D006 10	フィブリンモノマー複合体検出	D006 12	フィブリンモノマー複合体定性
D006 14	D-Dダイマー	D006 14	D-Dダイマー定性
D006 16	D-Dダイマー精密測定	D006 15	D-Dダイマー定量
D006 22	フィブリンモノマー複合体定量精密測定	D006 21	フィブリンモノマー複合体定量
D007 26	フェリチン精密測定	D007 22	フェリチン
D007 27	心筋トロポニンT精密測定	D007 23	心筋トロポニンT定量
D008 15	ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$ (HCG $\beta$ )分画精密測定	D008 11	ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$ (HCG $\beta$ )分画
D009 4	$\alpha$ -フェトプロテイン(AFP)精密測定	D009 2	$\alpha$ -フェトプロテイン(AFP)
D012 24	ツツガムシ抗体価精密測定	D012 24	ツツガムシ抗体価
D014 3	リウマチ因子測定	D014 2	リウマトイド因子
D014 8	抗核抗体	D014 5	LEテスト
D014 9	抗核抗体精密測定	D014 6	抗核抗体価(蛍光抗体法を除く。)
D014 9	抗核抗体精密測定	D014 7	抗核抗体価(蛍光抗体法)
D014 9	抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定	D014 7	抗ガラクトース欠損IgG抗体価
D014 12	抗DNA抗体精密測定	D014 10	抗DNA抗体価
D023 4	HBV核酸定量測定	D023 3	HBV核酸定量検査
D023 16	HIV-I核酸増幅定量精密検査	D023 10	HIV-I核酸定量検査

別表3

## 第3部 検査 (複数検査を1つの告示にする項目)

旧区分番号	旧検査項目名	新区分番号	新検査項目名
D003 10 D003 11	ヘモグロビン及びトランスフェリン ヘモグロビン及びトランスフェリン精密測定	D003 9	ヘモグロビン及びトランスフェリン
D007 4 D007 22	不飽和鉄結合能(UIBC) 不飽和鉄結合能(UIBC)精密測定	D007 17	不飽和鉄結合能(UIBC)
D007 4 D007 23	総鉄結合能(TIBC) 総鉄結合能(TIBC)精密測定	D007 18	総鉄結合能(TIBC)
D007 21 D007 26	フェリチン フェリチン精密測定	D007 22	フェリチン
D007 34 D007 42	ビタミンB <sub>2</sub> 定量 ビタミンB <sub>2</sub> 定量精密測定	D007 33	ビタミンB <sub>2</sub>
D008 4 D008 15	ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画定性 ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画精密測定	D008 11	ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画
D009 1 D009 4	α-フェトプロテイン(AFP) α-フェトプロテイン(AFP)精密測定	D009 2	α-フェトプロテイン(AFP)
D012 6 D012 24	ツツガムシ抗体価 ツツガムシ抗体価精密測定	D012 24	ツツガムシ抗体価
D013 6 D013 7	HBc抗体価 HBc抗体価精密測定	D013 6	HBc抗体価
D013 6 D013 8	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価 HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定	D013 7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価
D014 5 D014 9	抗ガラクトース欠損IgG抗体 抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定	D014 7	抗ガラクトース欠損IgG抗体価
D014 10 D014 11	抗SS-A/Ro抗体 抗SS-A/Ro抗体精密測定	D014 9	抗SS-A/Ro抗体
D014 10 D014 11	抗SS-B/La抗体 抗SS-B/La抗体精密測定	D014 9	抗SS-B/La抗体
D014 10 D014 11	抗ScL-70抗体 抗ScL-70抗体精密測定	D014 9	抗ScL-70抗体
D015 11 D015 12	レチノール結合蛋白(RBP) レチノール結合蛋白(RBP)精密測定	D015 13	レチノール結合蛋白(RBP)
D023 2 D023 3	淋菌核酸同定精密検査 淋菌核酸増幅同定精密検査	D023 2	淋菌核酸同定検査
D023 2 D023 3	クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査 クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査	D023 2	クラミジアトラコマチス核酸同定検査

別表4

## 第3部 検査 (削除する項目)

旧区分番号	旧検査項目名
D007 2	$\beta$ -リポ蛋白
D007 6	モノアミノキシダーゼ(MAO)
D007 4	総鉄結合能(TIBC)
D007 4	不飽和鉄結合能(UIBC)
D007 21	フェリチン
D007 24	心筋トロポニンT定性
D007 34	ビタミンB2定量
D008 4	ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$ (HCG $\beta$ )分画定性
D008 7	T3摂取率(T3-uptake)精密測定
D009 1	$\alpha$ -フェト蛋白(AFP)
D009 2	免疫抑制酸性蛋白(IAP)
D012 6	ツツガムシ抗体価
D012 32	ヴィダール反応
D013 6	HBc抗体価
D013 6	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価
D014 2	リウマチ因子スクリーニング
D014 5	抗ガラクトース欠損IgG抗体
D014 7	抗DNA抗体
D014 10	抗SS-A/Ro抗体
D014 10	抗SS-B/La抗体
D014 10	抗Scl-70抗体
D015 5	$\alpha$ 1-酸性糖蛋白測定
D015 11	レチノール結合蛋白(RBP)
D015 14	$\alpha$ 1-酸性糖蛋白精密測定
D021 1	ナイアシンテスト
D023 2	淋菌核酸同定精密検査
D023 2	クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査
D023 4	HBV核酸同定精密測定
D023 11	HIV-I核酸同定検査



項 目	現 行	改 正 案
<p>第 2 章第 4 部 画像診断</p> <p>通則</p> <p>(点数の見直し)</p> <p>(点数の見直し)</p>	<p>4 区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に58点を加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。</p> <p>5 区分番号E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画</p>	<p>4 区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又は区分番号E004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に70点を加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。</p> <p>5 区分番号E102及び区分番号E203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関にお</p>

第1節 エックス線診断料

(通則の見直し)

像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に87点を加算する。

いて、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に180点を加算する。

(通則の追加)

4 デジタル映像化処理を行った場合においては、前3号により算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。

- イ 単純撮影の場合 60点
- ロ 特殊撮影の場合 64点
- ハ 造影剤使用撮影の場合 72点
- ニ 乳房撮影の場合 60点

(新設)

4 デジタル映像化処理を行った場合においては、前3号により算定した点数に、一連の撮影について15点を加算する。

5 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、第1号から第3号までにより算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。また、当該加算を算定した場合には、第4号に掲げる加算は算定しない。

- イ 単純撮影の場合 60点

<p>(注の移動)</p>	<p>5 特定機能病院である保険医療機関における入院中の患者に係るエックス線診断料は、区分番号E004に掲げる基本的エックス線診断料の所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。</p>	<p>→</p>	<p>ロ 特殊撮影の場合 64点 ハ 造影剤使用撮影の場合 72点 ニ 乳房撮影の場合 60点</p> <p>6 特定機能病院である保険医療機関における入院中の患者に係るエックス線診断料は、区分番号E004に掲げる基本的エックス線診断料の所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。</p>
<p>E003 造影剤注入手技</p> <p>(点数の見直し)</p>	<p>3 動脈造影カテーテル法</p> <p>イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合 1, 820点</p> <p>ロ イ以外の場合 1, 180点</p>	<p>→</p>	<p>イ 3, 600点</p> <p>ロ</p>
<p>(点数の見直し)</p>	<p>4 静脈造影カテーテル法 1, 180点</p>	<p>→</p>	<p>3, 600点</p>
<p>第2節 核医学診断料</p> <p>(通則の見直し)</p>	<p>3 コンピューターによる画像処理を行った場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に60</p>	<p>→</p>	<p>3 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に</p>

	<p>点を加算する。ただし、この場合において、フィルムのコストは算定できない。</p>		<p>120点を加算する。ただし、この場合において、フィルムのコストは算定できない。</p>
<p>第3節 コンピューター断層撮影診断料</p> <p>(通則の見直し)</p>	<p>3 コンピューターによる画像処理を行った場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に60点を加算する。ただし、この場合において、フィルムのコストは算定できない。</p>	<p>→</p>	<p>3 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に120点を加算する。ただし、この場合において、フィルムのコストは算定できない。</p>
<p>E200 コンピューター断層撮影 (一連につき)</p>			
<p>(名称の変更)</p>	<p>E200 コンピューター断層撮影 (一連につき)</p>	<p>→</p>	<p>E200 コンピューター断層撮影 (CT撮影) (一連につき)</p>
<p>(名称の変更)</p>	<p>1 単純CT撮影</p>	<p>→</p>	<p>1 CT撮影</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 特殊CT撮影 (管腔描出を行った場合) 950点</p>	<p>→</p>	<p>(削除)</p>

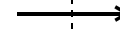
(名称の変更)	<p>3 脳槽CT造影 2, 300点</p> <p>注1 単純CT撮影のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p>	→	<p>2 脳槽CT撮影（造影を含む。） 2, 300点</p> <p>注1 CT撮影のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p>
(削除)	<p>注2 特殊CT撮影については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p>	→	(削除)
(注の見直し)	<p>注3 単純CT撮影、特殊CT撮影及び脳槽CT造影に掲げる撮影のうち2以上のものを同時に行った場合にあつては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。</p>	→	<p>注2 CT撮影及び脳槽CT撮影（造影を含む。）に掲げる撮影のうち2以上のものを同時に行った場合にあつては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。</p>
(注の見直し)	<p>注4 単純CT撮影又は特殊CT撮影について造影剤を使用した場合は、その使用した部位にかかわらず、所定点数に500点を加算する。この場合において造影剤注入手技料及び麻酔料（閉鎖循環式麻酔を除く。）は、加算点数に含まれるものとする。</p>	→	<p>注3 CT撮影について造影剤を使用した場合は、所定点数に500点を加算する。この場合において造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、加算点数に含まれるものとする。</p>

<p>(注の新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>→</p>	<p>注4 CT撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、冠動脈のCT撮影を行った場合は所定点数に600点を加算する。</p>
<p>(注の見直し)</p>	<p>注5 脳槽CT造影に係る造影剤注入手技料及び麻酔料（閉鎖循環式麻酔を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>→</p>	<p>注5 脳槽CT撮影（造影を含む。）に係る造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。</p>
<p>E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）</p>	<p>E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）</p>	<p>→</p>	<p>E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（一連につき）</p>
<p>(名称の変更)</p>	<p>E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）</p>	<p>→</p>	<p>E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（一連につき）</p>
<p>(項目の見直し) (点数の見直し)</p>	<p>1 単純MRI撮影 イ 1.5テスラ以上の機器による場合 1, 230点 ロ イ以外の場合 1, 080点</p>	<p>→</p>	<p>1 1.5テスラ以上の機器による場合 1, 300点 2 1以外の場合 1, 080点</p>

(削除)	2 特殊MRI撮影（管腔描出を行った場合） 1, 530点	→	(削除)
(注の見直し)	注1 単純MRI撮影のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	→	注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
(削除)	注2 特殊MRI撮影については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	→	(削除)
(注の見直し)	注3 単純MRI撮影又は特殊MRI撮影に掲げる撮影のうち2以上のものを同時に行った場合にあっては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。	→	注2 1及び2を同時に行った場合にあっては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。
(注の見直し)	注4 単純MRI撮影又は特殊MRI撮影（脳血管に対する造影の場合は除く。）について造影剤を使用した場合は、所定点数に250点を加算する。この場合において造影剤注入手技料及び麻酔料（閉鎖循環式麻酔を除く。）は、加算点数に含まれるものとする。	→	注3 MRI撮影（脳血管に対する造影の場合は除く。）について造影剤を使用した場合は、所定点数に250点を加算する。この場合において造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、加算

(注の新設)

(新設)



点数に含まれるものとする。

注4 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、心臓のMRI撮影を行った場合は所定点数に300点を加算する。



項 目	現 行	改 正 案
<p>第 2 章 第 5 部 投 薬</p> <p>第 2 節 処方料</p> <p>F 1 0 0 処方料</p> <p>(点数の見直し)</p> <p>第 3 節 薬剤料</p> <p>F 2 0 0 薬剤</p> <p>(点数の見直し)</p>	<p>注 5 診療所又は許可病床数が 2 0 0 床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して処方を行った場合は、月 2 回に限り、1 処方につき 1 5 点を加算する。</p> <p>注 1 特別入院基本料を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が 1 年を超えるものに対する同一月の投薬に係る薬剤料と注射に係る薬剤料とを合算して</p>	<p>注 5 診療所又は許可病床数が 2 0 0 床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して処方を行った場合は、月 2 回に限り、1 処方につき 1 8 点を加算する。</p> <p>注 1 特別入院基本料を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が 1 年を超えるものに対する同一月の投薬に係る薬剤料と注射に係る薬剤料とを合算して</p>

(注の見直し)

得た点数（以下この表において「合算薬剤料」という。）が、250点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、250点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

注3 健康保険法第85条第1項及び老人保健法第31条の2第1項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤（ビタミンB群製剤及びビタミンC製剤に限る。）については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。

得た点数（以下この表において「合算薬剤料」という。）が、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

注3 健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養又は健康保険法第85条の2第1項及び高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤（ビタミンB群製剤及びビタミンC製剤に限る。）については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。

第5節 処方せん料

F400 処方せん料

(項目の見直し)

- 1 7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であつて、投薬期間が2週間以内のものを除く。）を行った場合
  - イ 後発医薬品を含む場合 42点
  - ロ イ以外の場合 40点
- 2 1以外の場合
  - イ 後発医薬品を含む場合 70点
  - ロ イ以外の場合 68点

(点数の見直し)

注3 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して処方せんを交付した場合は、月2回に限り、処方せんの交付1回につき15点を加算する。

- 1 7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であつて、投薬期間が2週間以内のものを除く。）を行った場合 40点

- 2 1以外の場合 68点

注3 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して処方せんを交付した場合は、月2回に限り、処方せんの交付1回につき18点を加算する。

項 目	現 行	改 正 案
<p>第 2 章第 6 部 注射</p> <p>(通則の追加)</p>	<p>(新設)</p>	<p>6 区分番号G002、G003、G003-3 又はG004に掲げる動脈注射、抗悪性腫瘍剤 局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤 肝動脈内注入又は点滴注射について、別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合しているもの として地方社会保険事務局長に届け出た保険医 療機関において、入院中の患者以外の患者であ って、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、 治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等に ついて文書により説明を行った上で化学療法を 行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次 に掲げる点数を、それぞれ1日につき前5号に より算定した点数に加算する。</p> <p>イ 外来化学療法加算1        500点(15 歳未満の患者に対して行った場合は、700 点)</p> <p>ロ 外来化学療法加算2        390点(15 歳未満の患者に対して行った場合は、700 点)</p>

第1節 注射料

(通則の追加)

(項目の新設)

G004 点滴注射(1日につき)

(注の削除)

(注の削除)

(新設)

(新設)

注2 区分番号G005に掲げる中心静脈注射の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細胞毒性を有するもの又は別に厚生労働大臣が定める入院患者に対して使用する薬剤について必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、1日につきそれぞれ50点又は40点を加算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に

注射の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 注射実施料

(削除)

(削除)

<p>G 0 0 5 中心静脈注射（1日につき）</p>	<p>届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、治療を開始するに当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で、悪性腫瘍等の患者であるものに対して化学療法を行った場合は、外来化学療法加算として、1日につき400点（15歳未満の患者に対して行った場合は、700点）を加算する。</p>		
<p>（注の削除）</p>	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、1日につき40点を加算する。</p>	<p>→</p>	<p>（削除）</p>
<p>G 0 0 5 - 2 中心静脈注射用カテーテル挿入</p>	<p>（新設）</p>	<p>→</p>	<p>注3 別に厚生労働大臣が定める患者に対して静脈切開法を用いて行った場合は、所定点数に2,000点を加算する。</p>

G006 埋込型カテーテルによる中心静脈栄養（1日につき）

（注の削除）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、1日につき40点を加算する。

（項目の新設）

（新設）

第2款 無菌製剤処理料

G020 無菌製剤処理料

1 無菌製剤処理料1（悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者）

50点

2 無菌製剤処理料2（1以外のもの）

40点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性

第2節 薬剤料

G100 薬剤

(点数の見直し)

(注の見直し)

注1 特別入院基本料を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が1年を超えるものに対する合算薬剤料が、250点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、250点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

注2 健康保険法第85条第1項及び老人保健法第31条の2第1項に規定する入院時食事療

腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射又は埋込型カテーテルによる中心静脈栄養を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

注1 特別入院基本料を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が1年を超えるものに対する合算薬剤料が、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

注2 健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事



養費に係る食事療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤（ビタミンB群製剤及びビタミンC製剤に限る。）については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。

療養費に係る食事療養又は健康保険法第85条の2第1項及び高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤（ビタミンB群製剤及びビタミンC製剤に限る。）については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。

項 目	現 行	改 正 案
<p>第 2 章第 7 部 リハビリテーション</p> <p>通則 (通則の削除)</p> <p>(通則の削除)</p>	<p>4 の 2 心大血管疾患リハビリテーション医学管理料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料、運動器リハビリテーション医学管理料又は呼吸器リハビリテーション医学管理料については、患者の疾患等を勘案し、最も適当な区分 1 つに限り算定できる。</p> <p>5 入院中の患者に対し、病棟等において早期歩行、ADL の自立等を目的とした心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合は、ADL 加算として 1 単位につき 30 点を所定点数に加算するものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(通則の見直し)

6 鋼線等による直達牽引、介達牽引又は消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料の所定点数に含まれるものとする。

5 区分番号 J 1 1 7 に掲げる鋼線等による直達牽引（2 日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）、区分番号 J 1 1 8 に掲げる介達牽引、区分番号 J 1 1 8—2 に掲げる矯正固定、区分番号 J 1 1 8—3 に掲げる変形機械矯正術、区分番号 J 1 1 9 に掲げる消炎鎮痛等処置、区分番号 J 1 1 9—2 に掲げる腰部又は胸部固定帯固定、区分番号 J 1 1 9—3 に掲げる低出力レーザー照射及び区分番号 J 1 1 9—4 に掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又は集団コミュニケーション療法料の所定点数に含まれるものとする。

第1節 リハビリテーション料

H000 心大血管疾患リハビリテーション料

(点数の見直し)

1 心大血管疾患リハビリテーション料(I) (1 単位) 250 点

200 点

2 心大血管疾患リハビリテーション料(II) (1 単位) 100 点

(注の削除)

2 注1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定

(削除)

(注の新設)

める患者が治療開始日から120日を超えた場合は、当該超過した日において行ったリハビリテーションの費用は、所定点数にかかわらず、注1本文に規定する基準に係る区分に従って、1単位につきそれぞれ210点又は85点を算定する。

(新設)

2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、治療開始日から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。

3 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があつて治療開始日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単

(点数の見直し)	位) 2 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) (1単位)	250点	→	235点
(点数の見直し)	位)	100点	→	190点
(項目の見直し)	(新設)		→	3 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) (1単位) 100点
(注の削除)	2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者がそれぞれ発症、手術又は急性増悪から140日を超えた場合は、当該超過した日において行ったリハビリテーションの費用は、所定点数にかかわらず、注1本文に規定する基準に係る区分に従って、1単位につきそれぞれ210点又は85点を算定する。		→	(削除)
(注の新設)	(新設)		→	2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。  3 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術又は